

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成26年9月10日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 沼田和利君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 13番 田中道治君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成26年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成26年9月10日(水) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、3番尾野政子君。

[3番尾野政子君登壇]

○3番(尾野政子君) おはようございます。公明党、尾野政子でございます。通告順に従いまして、5つのテーマについて質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、コンビニへのAED設置についてであります。このテーマにつきましては、昨年の6月定例会で質問をさせていただきました。そのときの御答弁は、「他市の動向を見て検討を進めてまいります」とのことでありました。その後、私は全国で一番早くコンビニにAEDを配置した静岡県三島市を視察いたしました。三島市では夜間や休日に重篤な傷病者が発生した場合に、市民がAEDを利用しやすい環境を整備して救護態勢を強化するため、市内で24時間営業をしているコンビニやファミリーレストラン、ガソリンスタンド等へAEDを設置する「あんしんAEDステーション24設置事業」を平成22年から開始をいたしておりました。牛久市においても公共施設へのAEDの設置は普及いたしておりますが、AEDが利用できる時間帯はそれぞれの施設の開館時間内に限られております。そこで、24時間利用可能で、誰もが知ってるコンビニへのAEDの設置は救命率の向上につながるものと考えるところであります。一昨日、同僚議員の質問に御答弁がなされておりますけれども、改めて市の御所見を伺います。

○議長(山越 守君) 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長(岡見 清君) コンビニへのAED設置に関する御質問についてお答えいたします。

現在、市では平成19年度からAED設置に取り組んでおり、平成24年度には全行政区の集会所59カ所及び市役所、牛久運動公園、生涯学習センター等の公共施設にAEDを設置し、現在の総設置箇所数は114カ所となっております。平成26年度には、昨年度に建設された本町区民会館、ひたち野自治会館及び奥野小地区社協事務所の3カ所に新たに設置いたします。

市では現在まで市民が多く集まる施設に重点を置き、公共施設や行政区集会所などコミュニティ施設にAEDを設置してまいりました。今後は新たな整備先として、営業時間が長く、人の集まる施設であるコンビニエンスストアへの設置を検討しております。現在はコンビニエンスストアチェーン本社と調整を進めており、AED導入の社会的意義を説明し、民間企業による社会貢献と牛久市が連携協力をお願いしながら導入可能な方策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） AEDの使用が医療従事者以外の一般市民にも解禁されてからことしで10年になります。総務省消防庁では、ことし7月、全国の消防本部に対し、さらなる有効活用に向け、市民がAED設置場所を知ることができるよう情報提供することを求めているところであります。当市においてもAEDの設置場所のリストは作成されているようですが、より市民がわかりやすいAEDマップの作成を提案いたしますが、当市の御見解をお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） お答えいたします。AEDのマップの作成につきましては、現在、市内のAEDが設置されている場所の位置情報を地図上に展開し、AEDマップを作成し、市ホームページで公表し、市民の皆様に周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 消防庁は、一般市民が心肺停止状態の人を発見し、その場でAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は未使用の場合よりも約4.4倍も高いとしていますが、市民によるAEDの使用率は3.7%と低調であり、AED普及協会の代表理事は、「使い方が分からない人も多く、フル活用されていない。台数はふえても使用率は10年前と変わらない状況だ」と話しております。また、現場に居合わせても不安などから使用をためらっているケースもあると指摘をいたしておりまして、講習を受けられる機会や講師をふやす必要性を訴えております。そこでお伺いをいたします。当市においては学校や行政区においてもAEDの講習はきめ細やかに行われているように思います。私の地元の団地では、5ブロックあります

が、各ブロックごとに講習が行われており、その行政区の実施の状況についても、この状況をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） お答えいたします。AED講習会の開催開始についてですが、現在、市職員には全員がAEDを正しく操作できるよう毎年、牛久消防署指導の講習会を開催しております。平成25年度は2回開催し、165名が受講しております。平成26年度は240名が受講予定となっております。

行政区におきましては毎年、市内全行政区に救急救命講習をお願いし、市を窓口として消防署による講習会を開催していただいております。平成25年度は19行政区で31回、延べ646名の方々が受講されております。今年度も行政区において同様に開催しております。

今後も引き続き市内全行政区に救急救命講習をお願いし、AED操作知識の普及に努めてまいりますので御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） AEDの台数が充実しても、それを使える人がいなければ宝の持ち腐れになってしまいますので、これからはさらに講習の機会をふやし、1人の人が何回も体験していくことが肝要になってくるかと思われますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大きな2点目は防災対策についてであります。

初めに、エレベーター閉じ込め時の対応についてであります。中央防災会議は首都圏直下型、マグニチュード7.3、震度6強の地震でエレベーター約30万基が緊急停止し、1万2,500人が閉じ込められると想定をいたしております。あるエレベーター管理会社では1,500人を動員し、8時間以内の救助を目標としているところもございます。また、東日本大震災では報告されたものだけで10都府県で210件が発生し、通信、交通の麻痺により長時間の閉じ込めが発生いたしました。このエレベーターには地震時管制運転装置つきも含まれております。震災以降の計画停電では660件の閉じ込めも発生いたしております。

そこで、震災時閉じ込めに備えてエレベーターにエレベーター用防災椅子を設置する自治体やマンション等がふえているとのことであります。エレベーターに閉じ込められた場合、水や食料と同様に重要度が高いのは、実はトイレの確保であります。災害時の救助は長時間かかる場合がある上に、極小空間であるエレベーターの中が不衛生な状態では被災者は心身ともにダメージを受けてしまいます。

エレベーター用椅子は、座席シートを取り外し、収納されているトイレの用品を組み合わせることで衛生的な移動式のトイレとしても利用できます。便凝固剤や消臭剤に加え、目隠しになるブランケットもついており、利用者のプライバシーにも配慮をしております。また、通

常時は高齢者の優先席として活用ができます。取手市では本庁舎にこのエレベーター用防災椅子を設置しており、先日、私も見てまいりましたが、エレベーターの隅に違和感なく設置されておりました。車椅子や台車の進入の際、邪魔になるのではないかと心配いたしました。職員のお話によりますと、そのような苦情は一切寄せられていないということでありました。エレベーター内は牛久のほうが取手より若干広いように思われます。防災用椅子の中には、先ほど申しあげましたトイレ用品や水などが備えてありました。いつ災害が起こるか予測が難しい中、日ごろからの備えとして導入を検討してみたいかと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長兼市民活動課長（岡見 清君） エレベーターへの防災グッズ整備についてお答えいたします。

市設置のエレベーターは、市役所・リフレ・運動公園体育館など11施設16基があり、このうち14基は停電時に直近の階に停止し、扉を開放する機能を持っております。

議員御質問のエレベーターチェアにつきましては、地震や停電、故障によってエレベーターが停止した場合に長時間閉じ込められることを想定して、平常時は椅子として利用可能な三角柱の形状をした格納箱に飲料水、非常用簡易トイレやトイレトペーパーなどをエレベーター内に備蓄しておくものでございます。

市庁舎のエレベーターは、横160センチメートル、奥行き160センチメートルの広さがあり、またリフレ・運動公園体育館などは横140センチメートル、奥行き136センチメートルの広さがあります。車椅子の大きさは、横70センチメートル、奥行き110センチメートルで、車椅子の走行や余裕スペースについても配慮する必要があります。

今後につきましては、設置自治体などの導入例を参考に調査検討してまいりますので御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、震度計の移設の進捗状況についてであります。

東日本大震災の直後、市内を歩かせていただく中で、防災無線の改善や井戸水の整備などとあわせて、震度計の数値より家は揺れているというのが市民の実感であり、震度計の改善を求める声も多数いただいております。

これまでに2回、一般質問で取り上げさせていただいているところであります。このたびの補正予算に結果的には増設として予算計上がなされました。この震度計の改善については、注目している市民の方もおられますので、改めましてこれまでの経緯と最終的に決まった内容、進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の震度計の新設につきましては、今回の補正予算に震度計を新設する経費1,022万円を計上し、上程してございます。

これまでの経緯につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災以降、牛久市の震度計の計測震度が低いのではないかと多くの声が多く寄せられております。平成23年当時、調査敷地内2カ所を候補地として移設の検討を行いました。気象庁水戸气象台から、同一敷地内で2カ所に震度計を設置し、2カ所の震度測定の結果は「適さない」と判定されました。また、震度計の設置は20キロメートル以上離れた地域への設置、または1市町村1カ所が原則であるとのことでした。

当時は、移設しか認められておりませんでした。今回の水戸气象台、県庁防災危機管理課と調整の結果、震度計の追加設置が可能となり、新設震度計の震度測定値の公表も可能となりました。

設置候補地といたしましては、現在までに、三日月橋生涯学習センター2カ所、かっぱの里生涯学習センター5カ所及び牛久第三中学校1カ所の計8カ所を選定し、水戸地方气象台に事前確認調査を依頼し、新時計設置環境基準に基づき事前確認調査を申請、かっぱの里生涯学習センターを設置適地として申請する準備を整えているところでございます。

新たに設置する震度計は、年度内に設置を完了し、計測震度を既存の震度計と比較判定するとともに、水戸地方气象台に牛久市役所の震度データと新設震度データを送信し、牛久市として2つの計測震度を市民に公表する予定でございます。

テレビで放送される震度速報は、牛久市中央の牛久市役所と新設予定の牛久市城中町のかっぱの里生涯学習センターの2つの震度測定値のうち、高いほうの測定値が表示されます。気象庁ホームページや防災情報提供センターなどは、2つの測定値がそのまま表示されることとなります。

これにより、正確かつ実感に使い震度測定が可能になり、安心安全なまちづくりに貢献できるものと考えておりますので、震度計設置につきまして御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 市民の方も待っておられる方も大勢おりましたので、大変喜ばしく思っているところでございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

次に、大きな3点目、公共施設等総合管理計画の推進についてであります。

地方自治体では過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少による今後の公共施設の利用需要の変化が

予測されるため、自治体施設全体の最適化を図る必要があるということで本年4月、総務省では「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」と題し、各都道府県知事などに対して計画の策定要請を行いました。

管理計画を策定することにより施設の老朽化の度合いや維持管理費用が予測でき、それにより施設の修繕・改修・処分・統廃合の計画が立案でき、予防・保全による施設の長寿命化を図り、将来的な財政負担の軽減にもつながっていくとのことでございます。

そこで、地方自治体においては公共施設の全体を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画の策定を推進する必要があると考えられています。

そこで、当市の計画策定はどのように考えているのか、策定の予定はあるのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、尾野議員の公共施設等総合管理計画の推進についての御質問についてお答えいたします。

御質問のとおり、総務大臣より各都道府県知事宛てに、平成26年4月22日付「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知されております。その内容は、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中、人口減少等の理由により、将来的に公共施設の利用需要が変化していくことが容易に想定されております。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化及び民間資本の活用などにより無駄の削除に心がけ、計画的に行うことが指示されております。これにより財政負担を軽減・平準化するとともに、総合的かつ計画的に管理していくことは地域社会の実情に合った将来のまちづくりをする上でも不可欠であると記されております。

牛久市におきましても、多くの公共施設が建築後20年以上経過している状況で、老朽化対策は大きな問題となっており、既にここ10年間で財政運営の見直しを積極的に行い、建設部の技術職員が中心となって点検・診断を実施し、耐震化や大規模改修、熱源改修などを長寿命化計画に沿って実施してまいりました。しかしながら、この公共施設等総合管理計画では施設の改修費のみではなく、人口推計などを踏まえた施設の利用需要、維持管理費や人件費などのランニングコスト、その施設の将来を見越した必要性などを分析し、それらを踏まえて更新・統廃合・長寿命化などを計画することになっております。

市としましては、単なる改修ではなく、市民のニーズに対応した効果的な施設利用に努めてまいりました。例を挙げますと、市役所西側の公用車車庫を第3分庁舎とし、三中前の消防

分署を生涯学習センターへ、またリフレビルやエスカードビルを初め、小学校の空き教室を利用して民間保育園と、複数の施設を機能変更してまいりました。しかし、今回の通知を受けて再度、見直しが必要になることから、第一段階としましては、市関係職員による勉強会を実施し、全庁的な公共施設等総合管理計画の策定に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、計画策定の上で業務委託する自治体の事例もございしますが、当市は業務委託については考えておられるのかという点についてもお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 計画策定につきましては、公共施設の現状の把握、整理、分析として、地代や維持管理費・人件費などのトータルコストのほか、年代別人口推計や住民サービスの必要性、適正配置、中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源を見込み、現状から将来までの課題の洗い出しなどを行います。このように計画策定には多岐にわたるさまざまな専門知識を必要とすることから、業務の一部を民間コンサルタントに委託することを予定しております。また、それらに係る経費につきましても特別交付金措置が講じられることになっております。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、これから全庁的に取り組んでいくという大変大がかりな作業になるということもございますけれども、その中で具体的に改修等、改修のみではないということですので、改修等必要な施設であったりとか、また、その改修内容等について、できるところの内容についてお伺いしたいと存じます。

○議長（山越 守君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 対象といたしましては、現在市が所有する全ての公共施設となり、公園やグラウンド、駐車場及び駐輪場なども含まれます。

この計画では、施設の必要性を再検討し、廃止・除去・縮小または統合できるかを判断します。その上で必要な施設のみ長寿命化計画を検討・立案します。本市の場合、合併市町村ではないため、図書館や市民プールなどが複数あるということはありません。よって、廃止・除去は他市に比較すれば少ないと思われませんが、老朽化対策が必要とされる施設は、各小・中学校、運動公園や中央生涯学習センター、中央図書館や総合福祉センター、クリーンセンター、保育園や市営住宅、市庁舎や保健センター等が該当し、これにつきましては外壁及び内部の改修、また屋上防水、それと熱源の更新、また照明・給排水設備改修工事等が必要とされております。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 大変な作業になるということでございますけれども、計画を策定することにより財政負担の軽減につながるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に大きな4点目、子育て支援についてであります。

1点目は、移動式「赤ちゃんの駅」の導入についてです。この赤ちゃんの駅という言葉は全国的に使われている言葉ですが、牛久市では「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」ということで表現されております。

内容は、子育て中の親子の外出を助けることを目的に、牛久市内の公共施設やお店などに「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」を設置しています。このマークが、全国的には「赤ちゃんの駅」という言葉を使っていますが、牛久市では「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」ということで、職員の方が考えてくださった非常にほのぼのとした温かい、かわいらしいマークができ上がっております。いろいろなどころでお見かけしている方も多いかと思いますけれども、このマークがある施設には、子育て中の親子が気軽に立ち寄って授乳やおむつがえができるスペースが確保されています。ちなみに、公共施設に25カ所、民間の企業や病院、お店に24カ所設置されております。

これとは別に、近年、さまざまなイベント会場で、乳幼児連れの母親が授乳やおむつがえのために自由に使えるようにと、移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ交換台を移動式赤ちゃんの駅として無料で貸し出す自治体がふえております。狭山市などではこれを早く取り上げ、もう既に1台では足りずに何台か用意をされているということでございます。いざ災害が起きたときにも移動式赤ちゃんの駅が役に立つということもあるかと思われまふ。牛久市においても「Wai ワイまつり」など、多数のイベント時に活用し、安心して子供を産み育てる環境づくりの一環として移動式赤ちゃんの駅、牛久市では移動式「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」になろうかと思ひますが、この導入について当市の御見解をお伺ひいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 移動式「赤ちゃんの駅」導入についての御質問にお答えいたします。

乳幼児を連れての外出の際、授乳やおむつがえができる場の環境整備は、子育て支援の一環として重要なものとなっております。全国的にも「赤ちゃんの駅」等の名称で自治体が登録、管理する施設の設置が進められているところです。

牛久市においては、平成21年4月より「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」という名称で、登録、整備事業を開始し、現在、市内公共施設及び保育園24カ所、病院2カ所、店舗

等2カ所の、合わせて48カ所が登録施設となっております。

また、市内で行われているイベントは、市役所・保健センターの駐車場を会場とした「うしく・鯉まつり」、運動公園体育館を会場とした「うしくみらいエコフェスタ」「みんなのしあわせ見本市」、中央生涯学習センターの駐車場を会場とした「うしくWai ワイまつり」等、公共施設と併用した場所で開催しており、「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」を有効に活用しているところです。

今後、牛久市におきましても、移動式の赤ちゃんの駅の必要性を考慮しながら、イベント会場となる施設はもちろん、日常生活の中で有効活用できるように「ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす」の登録をふやしていくことで、乳幼児を連れた家族が安心して利用できる環境の整備に努めてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、次に小さい2点目、非婚ひとり親みなし「寡婦控除」導入の進捗状況についてであります。

このテーマにつきましては、本年3月定例会で一般質問させていただきました。結果、みなし寡婦控除適用を本市は導入するとの御答弁をいただき、大変喜ばしく思っております。導入に当たっての要綱の変更がなされたり、条例の改正がこれから行われるなどと聞いているところでございますが、軽減実施までの進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 非婚ひとり親みなし「寡婦控除」導入の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

児童福祉課におきましては、現時点对象者はおりませんが、現在、「牛久市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱」「牛久市助産施設及び母子生活支援施設措置費用の徴収に関する規則」「牛久市子育て短期支援事業実施要綱」について例規改正の手続を進めており、4月1日に遡及して施行いたします。

保育園課につきましては、本年7月に「牛久市保育園保育料徴収規則」の例規改正は終了し、保育園に在籍するひとり親の保護者に対し、8月に申請の案内をしております。

申請の状況ですが、本年8月1日現在、未婚世帯は12世帯となっておりますが、今年度減免となるのは2世帯、児童は2名で、双方とも手続を既に完了しており、4月1日に遡及して適用いたします。

児童クラブ課におきましても、対象者は2名把握しましたので、適用に向けて案内を行うとともに、「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例」の改正を12月議会に上程し、4月1日に遡及して適用する予定でございます。

続きまして、市営住宅におきましては、みなし寡婦控除に該当する世帯は3世帯入居しておりますが、既に所得による減免を受けていることにより住宅使用料に変更はありません。しかしながら、ひとり親世帯の状況を考慮し、「牛久市市営住宅条例」に基づき、住宅使用料の減免基準の改定を進めてまいります。

教育総務課が所管する補助金につきましては、牛久市就学援助規則並びに牛久市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱・私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助交付規則に基づき、保護者の世帯が生活保護を受けている場合、または生活保護に準ずる程度に困窮していると認める場合など、所得によって補助金を決定しております。

また、市立幼稚園授業料及び入園料についても、牛久市立幼稚園授業料及び入園料徴収条件施行規則に基づき減免を実施しております。

以上の補助金につきましては、非婚ひとり親みなし「寡婦控除」の適用の申し出があった場合には適用とすることとしておりますが、保護者へ周知等不十分でありましたので、今後、より周知に努め、申請があった場合には4月1日に遡及して適用いたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、よろしく願いいたします。

最後に、大きな5点目、外来種植物問題の対応についてであります。

先日、市民の方より要望をいただきました。「オオキンケイギクはきれいな黄色い花が咲くため、特定外来種と知らずに植えている人がいたので、それが特定外来種であることを市民に周知してほしい」との内容でございました。オオキンケイギクは余りの強靱さに在来種を駆逐し、生態系に影響を及ぼす可能性があります。また、この外来生物法に違反すると罰則を受ける可能性もございます。そこで、外来種植物問題の当市の現状と、その取り組み及び今後の市民への周知についてのお考えを伺います。

○議長（山越 守君） 環境部長八島 敏君。

○環境部長（八島 敏君） 外来種植物問題の対応についての御質問にお答えいたします。

外来生物を規制する法律につきましては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」がございまして、これは生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を与える外来生物を特定外来生物として指定し、取り扱いを規制することを目的に平成17年に施行されております。

特定外来生物は、哺乳類25種類、爬虫類16種類、植物13種類など合計で112種類の生物が指定されており、飼育、栽培、保管及び運搬、輸入などが禁止されております。

御質問のオオキンケイギクは、繁殖力が非常に強く、環境省が駆除を呼びかけております。

このオオキンケイギクは、高さ30センチから70センチメートル程度に成長し、5月から7月ごろにかけて直径5センチから7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつけます。北米原産で、強靱で冬季のグラウンドカバー効果が高く、冬枯れ姿が汚くないという理由で、以前は緑化のため道路ののり面などに広く利用されたり、またポット苗としても生産・流通されておりました。しかしながら、余りにも繁殖力が強いために、一度定着すると在来種を駆逐し、あたりの景観を一変させてしまう性質が明らかになったことから、これ以上繁殖を広げないようにするため、平成18年2月に特定外来生物に指定されました。

市内では、道路の歩道や中央分離帯、のり面、住宅の庭や畑などで生育が認められたため、情報を広報紙に掲載し、市民の皆様へ周知を行いました。また、学校や幼稚園・保育園、公園、道路など公共施設につきましては、施設担当部署に周知し、駆除を行ってまいりました。さらに、市内を循環する防犯パトロールと連携し、オオキンケイギクの生育状況を確認し、駆除や民地での栽培をやめるよう指導するほか、生育状況の把握に努めてまいりました。

広報等周知の効果で、市民の皆様から情報提供をいただいたり、オオキンケイギクを見かけたので駆除したなどの声も寄せられており、パトロールとあわせ市内におけるオオキンケイギクの分布状況を把握することができました。分布状況を見ると、市内に点在しているものの群生している例は確認できないため、グラウンドカバーとして播種したものではないことが推測できます。

今後も、広報紙はもとより、ホームページ、回覧などで市民の皆様へ周知し、情報提供や駆除の依頼を継続していきたいと考えております。

また、ことし収集した情報を各行政区に提供し、例年5月下旬から6月上旬に実施している環境美化運動の一環とし除去を依頼するなど、オオキンケイギクの駆除を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時42分休憩

午前10時55分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番遠藤憲子君。

[15番遠藤憲子君登壇]

○15番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして、今回は2点について一般質問を行います。

まず、1点目の子ども・子育て支援新制度についてから始めます。

来年の4月より保育、幼稚園、放課後児童クラブなど子育て支援にかかわる制度を根幹から転換をする子ども・子育て支援新制度、実施をされます。この新制度は、介護保険制度がモデルになっていると言われ、最大の特徴は、これまでの市町村の責任により保育を提供する現物支給の制度が改められ、利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みに変更するものです。これにより市町村の責任が後退をし、保育の市場化に道を開くものとなります。今まで参入ができなかった株式会社も要件が整えば保育事業に参入できるようになります。保護者を初め保育関係者にも制度の内容が十分に届いていない中でどうなるのか、このような不安や改善を求める意見も出されている現状です。複雑な制度であるだけに、子育て支援の後退は許されません。制度の中で具体的な質問をすることにより、少しでも明らかにしていきたいと考えます。

まず初めに、ニーズ調査の結果報告と活用方法です。コンサルタントに委託をしてニーズ調査を実施をいたしました。アンケート内容につきましては、膨大な量がホームページに公表されております。中でも、既に整備されているもの、整備途中のもの、されていないもの、これからの検討項目など、調査結果の主な内容についてお尋ねをいたします。

さらに、事業計画の中で調査結果をどのように活用していくのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、子ども・子育て支援新制度について、まずニーズ調査の結果報告と活用方法についてお答えいたします。

ニーズ調査は、国で定める調査項目を平成25年12月に市内在住の未就学児の保護者1,500人、小学生児童の保護者1,500人を無作為に抽出いたしまして実施いたしました。回収状況につきましては、未就学児が872票で回収率が58.1%、小学生児童が801票で回収率が53.4%となりました。調査結果は、潜在的なニーズも含めて3月の審議会で報告させていただき、議員御指摘のようにホームページにも載せておるところでございます。

今年度につきましては、このニーズ調査によりまして把握できました各事業の潜在的ニーズの量を活用し、子ども・子育て支援法に定める13事業について、平成27年度から平成31年度までの5カ年の「量の見込み」、そしてその「確保方策」を審議会で検討していただいているところでございます。

まず、幼稚園及び認定こども園に当たる「教育施設」につきましては、今後5カ年を通して量の見込みに対して、現在の施設定員でニーズ量を満たすことが可能となっております。

次に、保育園及び認定こども園に当たる「保育施設」につきましては、5カ年を通して1～2歳児につきまして、量の見込みに対し、現状では受け入れ定員が不足となっております。子ども・子育て支援法では不足とされる事業は確保方策についても計画に盛り込むこととされているため、保育施設につきましては、計画的に整備して平成31年度までに定員増を図ってまいります。

子ども・子育て支援事業の13事業のうち11事業は「地域子ども子育て支援事業」と分類され、延長保育を初めとする8つの事業については、事業開始となる平成27年度から平成31年度まで、量の見込みに対して必要量を確保することが可能となっておりますが、2つの事業、「地域子育て支援拠点事業」及び「一時預かり事業」については不足が予測されるために計画的に整備を進め、平成31年度までに段階的に量の確保を図ってまいります。

なお、「病児・病後児保育事業」につきましては、既にことしの7月から私立保育園で開始されておりますが、今後5カ年の量の見込みと現状には乖離がございますので、今後の利用実態に応じて迅速にニーズに対応できるように検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の御答弁のところから、まだ整備途中のものというのが明らかになってまいりました。政府が発表しています2014年版の保育調査によりますと、年齢別保育状況では、認可、認可外で保育を受けているゼロ歳児の状況、2003年が7.8%、2014年が12.5%となっております。そしてまた、1歳、2歳児については2003年が25.2%、2014年が37.7%というふうになっております。こういう調査もあり、また女性の社会進出や経済状況の悪化から今後も結婚や出産をしても働き続ける女性は自明であります。子育て支援に対する対応が求められている一つの結果でもあります。さらに、低年齢児の保育を求める保護者の多くは、認可保育園での保育を希望していることは明らかになっていきます。それは市町村の責任が明確だということでもあります。明確な認可保育園の整備を基本とすること、これが重要と考えます。今のニーズ調査で明らかになった保育の必要量に対します提供体制について、事業計画ではどこまで定めていくのか。確かに、先ほど利用状況、そういうものを見ながらということなのですが、もう少しこの点を詳しくお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、再度の御質問にお答えいたしますが、現在策定中の事業計画の中では、平成28年度以降も90人程度の認可保育園を継続して整備していくというようなことを計画に盛り込もうと考えているところでございます。牛久市は御案内のよう

に、当初700名程度の定員から認可保育園を順次整備し、現在までに2,000人弱の定員まで整備をしまっていました。この考え方に特に大きく変更を与えることはございませんので、今後についても基本的には認可保育園、いわゆる保育の継続性でございます。例えば90人の定員であれば15人ずつゼロ歳児から5歳児までといったような保育の継続性を考慮すれば、今までどおり認可保育園を整備していく方針に大きく変更することはないものと今のところは考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、28年度までに90人定員の認可保育園の整備を計画の中にと
いう御答弁ございました。この保育の問題につきましては、やはり地域的に子育て支援を充実
させなければならない、その要求の強いところ、それとそれほどでもない子供たちが育った地
域、この辺が多分このニーズ調査の中でも明らかになってきているのではないかと思います。
保育園だけでなく幼稚園の問題、子ども・子育てというものが全部保育園、幼稚園、認定こ
ども園も含めて子育て支援全体が網羅される事業計画ということなので、保育園以外でそうい
うような計画がこの中に盛り込まれる考えはあるのかどうか、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） もちろん今申し上げたのは代表的な保育園のお話を申し上げ
ましたけれども、この子育て計画の中では、牛久市としましては8つの小学校区、これを区域
として設定する事業、あるいは保育教育については全体的に捉える事業、それぞれ事業、13
事業ございますので、その13事業それぞれに該当地域、あるいは8つ、あるいは1つ、そう
いった形で考慮しながら計画の中で見きわめていくというふうな基本的な考えでございます。
以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、2番目の質問に移ります。国・県との関係、市がかかわ
れる部分についての質問です。

国は、幼稚園、保育園に加えまして主に認定こども園、地域型保育で待機児を解消しよう、
このような計画が進められております。幼稚園、保育園以外に、これからの市の計画はどの
のか。今御答弁、90人定員の保育園ということがありましたが、それにつきましても、やは
り保育園が開園されるに当たっては、どうしても保育士の確保ということが非常に重要にな
ってまいります。市の計画の中でこういう保育士の確保について、お考えをお尋ねしたいと思
います。

国では自治体のこういう事業計画を踏まえまして待機児童解消加速プラン、このような推進
に必要な保育士確保対策を挙げております。内容といたしましては、1つに新たな保育士の養

成と就業支援、2番目には保育士資格を有する潜在的人材の復帰を支援、そして3点目には保育士の離職を防止するため保育士の就業継続、4点目には働く職場の環境改善として保育士が働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築など、このような目的を挙げております。一般的に私立の保育園では賃金が低い、責任が重い、処遇が悪いなどの理由で、保育士5人に対し、3人は退職するなど保育士不足の状況が続いております。

そこで、国でも保育利用の拡大とともに保育士確保に向けまして支援を推進しようというのが今度の策定だと思います。中でも全国で60万人を超えるという潜在的保育士の復帰を支援し、活用を考えているようです。ハローワークによります就職相談やブランクによる不安を解消するための復帰前の実技研修なども挙げられております。

牛久広報などで短時間保育士の募集をされているようですが、不足を補う人材確保も必要ですが、市としても子育て支援を充実させるためにも、やはり専門分野であります保育士確保についての考え、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、国・県との関係、市がかかわる部分という御質問についてお答えいたします。

新制度では、認定こども園、保育園、幼稚園を対象とする施設型給付と小規模保育事業者を対象とする地域型保育給付、この2つの大きな財政支援制度に統一され、全ての小学校就学前の子供たちが同一の支援を受けられる制度に変わってまいります。

地域型保育給付は、低年齢児の受け入れ施設を拡大し、待機児童解消を図ることを目的の一つとして導入される新たな制度で、3歳未満の児童を19人以下の定員で預かる施設を対象としております。

小規模保育事業所の事業認可確認につきましては、今後は市が行うこととなりますので、新たに事業展開をしようとする方や既存の事業者には適切に情報の提供や指導等を行ってまいります。

市といたしましては、保育の継続性を保つことがこの子供の生育環境と家族の就労環境の向上を図られるとの考えから、ゼロ歳児から5歳児までを預かる認可保育園を整備し、待機児童解消を図ってまいります。

また、保育士不足対策についてでございますが、待機児童の一因とも言われております。市では国の補助を受け、処遇改善に取り組む保育園に対し補助金を交付し、人材確保を推進してございます。

市内の保育園の保育士の状況でございますが、最低基準を遵守した保育士数が配置されているか、毎月確認を行っており、確保されていることを確認しております。なお、御質問の、市

として常勤職員としての保育士の採用は考えておりません。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 昨日、市長の答弁でも保育士のことが取り上げられてきました。保育士というのは非常に専門職であります。子供とそれから保護者を支える大事な役割をしていると思います。市長が保育士さんや幼稚園の先生の給料が高い、このことが人件費を押し上げて、さも悪いかのような発言がありました。非常にびっくりしました。働く保護者を支えます保育士や幼稚園の先生の役割、大変大きいものがあると考えます。卒園式などで、こんなに大きくなりましたと誇らしげに先生から卒園証書を受け取る子供たちの晴れ姿、ごらんになったことありますでしょうか。これからどんな大人になっていくのか、楽しみが膨らむ瞬間でもありました。集団生活を通して、子供たちはさまざまなぶつかり合いの中から人として育ってまいります。その育ちを支えるのが保育士、幼稚園の先生、学校の先生もそうです。こういう専門家の立場から保護者とは違う観点で子供たちと向き合うことでできると思います。保護者とともに子供を見守る応援団、これが保育士や幼稚園の先生たちであり、ほかの職種とは違うマンパワーでの対応が求められるのは当然であります。

私、この問題については特に通告はしてございませんでしたが、今度の新制度に乗じましてとても心配になることがあるので一応申し上げました。この新制度に乗じまして認可保育園の認定こども園化、これが促進をされるのでないか。さらに、幼稚園の認定こども園化を進めようとする、このような自治体も見られると言いますが、公立幼稚園について市の考えをお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） ただいまの遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

公立幼稚園の認定こども園化などの考えがあるかという御質問かと思いますが、牛久市では幼稚園に限らず、未就学児に対する考え方といたしまして、幼稚園、保育園という区別することなく、幼稚園児については延長保育や一時預かりを、保育園児につきましては幼児教育を行うことにより幼保一体化、幼保連携を進めていく考えでございます。

現時点におきまして、来年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たりまして、市内の私立幼稚園の動きも非常に限定的でありまして、新制度の行方を見守っているという状況が散見されております。

公立幼稚園といたしましても、市内の私立幼稚園の動きなどを見ながら、また公立幼稚園としてのよさを踏まえた上で、さらにこれからの幼児教育、保育に対する時代の要請を踏まえた上で今後、話し合いの場を設け、広く意見を求め、総合的な判断を行えるような検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 一言お答えしておきますけれども、保育士さんだとか、それからあと幼稚園の先生、私は非常に社会的に重要な仕事だというふうに認識しておりまして、非常に大事にしております。それで、採用等においても優秀な人を採用しておりますが、私が申し上げているのは、常勤一般職という30代の後半で600万円を普通の保育士さんが、延長でもない普通の保育士さんが600万円を超える年収を保障されるような常勤一般職での採用というのは、これは幾ら何でもおかしいんじゃないですかということでございます。牛久の、議長、不規則発言はとめてください。

○議長（山越 守君） 答弁中です。答弁についても質問内容に沿った答弁をお願いします。

○市長（池邊勝幸君） ですから、先ほどのコメントに対して答弁しているわけでありまして。ですから、牛久市においては今、どんどん牛久市立の保育園を社協系の保育園に切りかえているわけでありまして、その中においても社協系の保育士の給与水準は民間の保育士の上限に当たる給与水準というものを保障する形で採用しておりまして、今現在においても非常に優秀な保育士が集まっているということでございます。その辺のところをよく御配慮の上、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 私、市長には答弁を求めておりませんでした。今申しましたのは、子供たちの状況、やはりきのう市長がおっしゃられたのは、お金の面からやはり保育士、それから幼稚園の先生を見ているというところ、これにはやはり人材を育てるのがトップである市長の役割じゃないかと思えます。30代で600万円、これが高いのか、安いのかは、私は、それはそれぞれのお考えがあるでしょうから。確かに資格を持って、保育士さん、それから幼稚園の先生もそれなりの資格を持つての対応となっているはずで。それが、今、高いの、安いのと言われても、それは働いている方たちが非常に迷惑な話ではないかと思えます。

では、質問のほうに戻ります。公立幼稚園の問題ですが、総合的に判断をするということですが、来年の4月、もう既に子ども・子育て支援新制度がスタートするわけですが、通っているお母さんたち、子供たちに対しても特別に差はないというふうなことは聞いているんですが、幼稚園のあり方そのもの自体が、内容については変わらないと思えます。ただ、考え方がこのようなことで、幼保連携、幼保一体ということになりますと、子ども・子育ての中でやはり周知というか、紛らわしいというか、非常にわかりづらくなってきているのではないかと思います。特に幼稚園というのは、教育の部分ということでは、この中に保育の部分がかかわってくるのかどうか、そういうところでは非常に問題ありというふうに見ております。総合的な判断

ということですが、いつごろまでに、どのような形でされるのか、お答え願います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） それでは、遠藤議員の再質問にお答えいたします。

いつごろまでにという御質問でございますが、昨日も藤田議員の御質問に答弁した中でお答えしておりますけれども、この議会が終了し次第、関係する皆さんとの協議を開始したいというふうに思っているところでございます。

ほぼ1年程度の時間をかけて全体像というものをつくって、もしくは意見を伺った中でイメージをつくっていければなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 関係する方たちと協議会をつくるということですが、この関係する方たちというのはどういう方が入るのか、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 特に具体的にこの方、この方、こういう方ということを実現時点で決めているものではございません。ただ、総合的に判断する中では、いろいろな分野の方が当然委員として参加していただく必要が出てくると思いますので、そういった意味で広範囲な人選をしていければなというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、子ども・子育て会議との関係はどうなるのか、伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 子ども・子育て会議につきましては、もう既に会議など実施しているところでございまして、全体の制度そのもののあり方、市の方針等を検討していただいているというような状況でございますので、当然子ども・子育て会議の意見というものは、今後の牛久市の幼児教育のあり方については重要な位置を占めることになると思います。したがって、子ども・子育て会議のほうからも参加をしていただくというのは当然考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、公立幼稚園の行方が非常に心配になるところなんです、認定こども園化、このような進め方が大変危惧されているところですが、見守っていくしかないかなというふうに思っております。

そして、3点目に、保育利用と保育必要量の認定の質問に入ります。

保育園利用につきましては、今度は大きく変わる、認定制度ということになります。保育園

の利用に当たっては申請を提出をします。そしてまた、保育認定を受けます。認定をもらいましたら保育園、認定こども園、一部の幼稚園に申し込みをするという流れになっていると思います。実際には申請と同時に保育園、認定こども園の申し込みをするのではないかと思います。

さらに、認定区分につきましては、1号、2号、3号と、何かこの3つの区分に分けられます。1号認定につきましては3歳から5歳児、これは幼稚園児が相当されるそうです。これは教育のみということで保育の必要でない子供が該当します。2号認定では3歳から5歳児、保育園児が相当され、保育が必要な子供です。3号がゼロ歳から2歳児、保育園児相当がこちらに区分されるということですが、さらに2号、3号につきましては、保護者の働き方で、短時間、8時間と標準時間に区分をされることになります。一つには、心配されるということで2点の質問を行います。

利用調整は保護者の希望と優先度を考慮して市が行うとしているんですが、直接契約の施設には利用要請とあっせんしかできないということになっているようですが、十分な利用調整ができるのでしょうか。この点が1点。さらに、延長保育や土曜日の保育などはどうなるのか、この2点について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、続きまして保育利用と保育必要量の認定につきましてお答え申し上げます。

子ども・子育て支援新制度では、教育や保育の利用を希望する全ての子供は、議員が先ほどおっしゃったような教育標準時間認定、そのほかにも満3歳以上の保育認定、満3歳未満の保育認定、この3つの利用区分の認定を受けるということでございますが、認定を受けてから市町村に利用申し込みを行うということになってございます。

保育認定者の場合、定員を超えた申し込みがあった場合には、市が利用調整を行うこととなっております。従来、独自で入園者を決定していた認定こども園や定員が19人以下の、今度の新たな位置づけの小規模保育施設ですね、この利用調整の対象になりまして、市がかかわることになっております。したがって、市といたしましては、十分な利用調整を行ってまいりますつもりでございます。

なお、保育認定の際の家庭において保育ができない理由、保育利用の際の家族の最低就労時間、利用調整の際の優先利用基準等、国の基準に基づいて市の基準を作成することになっております。現行の制度から後退することのない基準を策定するため、現在その策定中でございます。鋭意作業を行っておるところでございます。

それと、現在でも平日も土曜日も同様に、公立では朝の7時から夜の7時までの12時間、

私立保育園によっては朝6時半から8時までという、13時間30分、それぞれ土曜日も保育を行って現在もおりますので、これらが後退するようなことはないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

例えば、短時間保育になってしまって、そこに延長保育が発生したような場合、この部分につきましては自己負担になるというか、そういうような心配がされるのですが、その辺についての考え、どうなのかという、お伺いします。

それと、あと延長保育、土曜日の保育は従来どおりということなんですが、この点についても保護者への負担、そういうようなものが変わらないのかどうか、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 再度の御質問にお答えいたしますが、現在、その部分については規則の中でどう入れ込むか検討している最中でございます。先ほど申し上げましたように、一時保育、あるいは延長保育、それぞれ現状でも保護者の方のニーズに合わせた、公立も市立も行ってございますので、それが後退することはないというふうに組み立ててまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 保育の利用と必要量のところで、これも以前に6月議会で質問した内容とちょっと重複をしてしまうんですけども、障害児の利用、それとまた先ほどの利用調整のところなんですが、保護者の希望がかなわなかった場合、保護者がどうしてもここでは通えないと、そのような希望がかなわなかった場合、市はどのように対応するのか、この点について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 再度の御質問にお答えいたします。

まず、利用調整の関係でございますが、御案内のように、牛久市、4月1日現在の待機児童、国の基準に基づく待機児童はゼロでございます。したがって、どうしてもその園にしか入りたくないという、そういった方は除きますれば希望の保育園に、第1希望、第2希望等ございますが、現在は入れている状況だというふうに認識してございます。そういう意味では、いろいろな利用調整をして、いろいろなところを御案内しながら、ニーズに合った形に情報提供しているというふうに捉えてございます。

また、障害児の受け入れでございますが、6月の議会でも御質問いただいたわけでございますが、現在、公立、私立、合わせまして30名の方の障害、これ多動自閉症、ダウン症とか、

そういった言葉のおくれ、そういったものも含めまして30名の方を受け入れさせていただいておりますので、今後も引き続き受け入れ態勢は整えていくということでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の待機児童は、4月1日現在、これは国の基準でということだと思いますが、ゼロということ。しかし、どうしてもこの保育園でなくては通えないとか、それをやはり働き方とかさまざまな条件から、どうしてもそこに入りたいという保護者の意向、そういうのがあると思うんですが、その辺のことを考えた場合の待機児童というのは何人いらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 手元に細かい資料ございませんから、6名程度の方がいらっしゃると思います。それは例えば第1希望しかないとか、どうしてもそこというようなお話でございますので、それに近い保育園等では、あきがあったとしても第1希望のみというような申し込みをされている方が何名かいらっしゃるということは現場のほうから聞いてございますが、6名か7名程度だと記憶しております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 現在でもこのように、これが利用調整と言えるのかどうか、やはりこれは甚だ問題だと思いますね。確かにその場所でなくてはいけないというそれぞれの、例えば通勤圏の中にあるとか、そういうような状況などもありますので、その辺は十分に保護者と、それから調整をして、この部分がどうしてもやっぱり市としてかかわってくる部分ではないかと思っておりますので、その辺については十分考慮をお願いしたいと思います。

4点目の保育基準のところに進みます。

今度、保育基準ということで新たに打ち出されております。この辺について国の基準どおりに進めようと思っておりますが、この辺を確認したいと思います。ゼロ歳児が何対何なのか、伺います。その他の年齢についてもお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、保育の基準について御質問にお答えいたします。

新制度では、市町村が事業主体となって、給付を行う全ての認可施設に対し、給付の対象施設としての「確認」を行うということになっております。

児童の年齢別保育室の面積や施設の設備基準、年齢別に定まっている職員の配置人数等の認可基準を満たしているほか、市が国の基準に基づき定めている運営基準を守る必要があり、市はこれらの基準を守っていることを確認して指導監督することになっております。

それと、先ほどの御質問でございますが、ゼロ歳児、3対1、1歳児、2歳児は6対1、その上は20対1、30対1という基準は変わりはありません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、この保育の基準、子供3人に、ゼロ歳などは3人に対して1人の保育士、そしてまた、ここではゼロ歳につきましては看護師が当然入ってくると思いますが、その辺についても確認をしたいと思います。

そのほかに、保育料につきまして伺いたいと思います。保育料、現在でもそうだと思いますが、保護者の所得に応じまして、応能負担というか、そういうような形で保育料が決められております。牛久市のこの保育料につきましては国の基準に沿っているのかどうか、伺います。国基準では最高で10万4,000円となっています。市独自の減免拡充についての考え、伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 保育料につきましてお答え申し上げます。

保育料につきましては、国の基準額を限度として市の基準を作成することとなっております。これまででは所得税と市民税の課税額を算定根拠としておりましたが、新たな制度では市民税の課税額のみで算定根拠が変更になるということから、現行の負担水準と大きく変わらないよう、現在、保育料改定の検討を行っているところでございます。

保育施設を利用している2人目以降の子、2分の1、あるいは3人目はゼロといったような新制度においても継続されるということになってございます。

それと、牛久市の保育料についてでございますが、先ほどお話がありましたように、国が最高では10万1,000円というような、10万4,000円、10万1,000円、年齢によって違いますけれども、そういった設定をしてございますが、牛久市は8段階に分けて、最高でも4万8,000円という設定をしてございますので、現在も国の指定よりかなり低い額を採用してございます。今後については、これを土台に検討してまいりたいと、現在検討中であるということでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 保育料につきましては現在検討中、国基準ではなく、市独自の水準で保護者負担につきましてはなるべく少ないというか、そういうものを考えているという御答弁でした。また、市の独自の減免、保育園に子供が、同じ保育園ではなくても2人目、そして3人目が保育園に入園している場合には、保育料につきましては減免制度が継続をされるということ、それについては確認ができました。

そのほかに、今回、公立の保育、そしてまた私立保育園ではこのことがどうなのかというこ

とが非常に心配されることを伺いたいと思います。自治体と合意ができれば、保育の質の向上のため、このような理由で上乗せ徴収が可能と言われておりますが、この辺についてはどうなのか、伺います。例えば、保育園の特色を出すということで英会話とか体操教室など、オプション保育、そのことも市としては容認する予定なのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 新制度の中でFAQがございますが、その中で記載によりますれば、上乗せ徴収については書面による保護者の同意がなければならないということになっておりますので、制度としてはそういう形になっておりますので、保護者の方も同意して、なおかつ書面でも同意しなければそういったことはできないものと解釈しております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、保育園によっては、うちはこうということで、ほかの保育園とは違う、差別化というんですか、売りを大々的にやる保育園なんかも出てくると思いますが、今まではそういうことではなかったのが、今度は自治体が合意できれば、そして書面による同意がとれば、このことも可能ということが確認できました。

そして、もう1点につきましては、保育所におきまして実施をしています日用品とか文具などの実費徴収につきまして助成できる事業として新設されたと聞いております。市としても積極的な活用を求めていくべきだと考えますが、この点について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。御質問にあるように、日用品、文具などの実費徴収では助成できる事業が新設されたのではないかとこのところでございますが、これ情報といたしますか、通達によれば、まだ細かいところが来てございませんが、新設されたということは伺っております。ただ、詳細については、まだ市町村にまでおきてございませんが、概要としましては、国・県・市で約3分の1持つような事業で、対象としては低所得者層に限るような形で実施されるのではないかとこのように承知してございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の実費徴収、日用品、文具だ、対象が低所得者を対象としているということなんですけれども、このような細かなことにつきまして、一つ一つがこのように、今までなかったことが起きてくるという、保護者にとっては非常にこういうことについてもわかりづらい。今までは多分こういう問題は保育料の中に含まれていたのではないかとこのように考えます。こういうようなものが新設をされたという、そういう情報は私どもも聞いており

ますので、この点については積極的な活用を求めていただきたいと思います。

そして、心配なもう一つが保育料の滞納です。保育料の滞納がありますと、正当な理由となれば、障害を持つ子供や生活困窮世帯の子供などが、本来最も保育を必要としている子供が保育を受けられなくなることが懸念をされます。また、保護者が保育料を滞納し続けている場合、契約を解除することができる、これは民法の第541条に当たります。保護者の保育料の滞納を理由に子供の退所を求めるようなことができるようになるんですが、市としてはこの問題についてどう考えるか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。まず、現状から申し上げますと、平成25年度の保育料でございますが、こちらにつきましては若干の繰り越しはございましたが、6月に全て収納されているという現状はまだ牛久市にはございます。皆さん、保育料についてはきちんと納入していただいているということになります。

それと、保育料につきましては、先ほど申し上げましたように、所得の階層によって保育料が設定されておりますので、その方の所得に見合った形での設定となっておりますので、そういう意味では、牛久の場合、特に皆さん、その設定に合わせた納入をさせていただいて、既に25年度分は全額納入されているということでございます。

それと、御質問のありました、保育料の滞納をすることによって契約解除とかそういった部分につきましては、現児童福祉法の第24条の中でもうたわれている解釈とすれば、保育料を滞納した場合に、その保育料の滞納を理由として強制的に退所させたり、入所を拒否したりすることは児童福祉法上の解釈上、できないものという今までの解釈もありますし、正当な理由がない場合には、それなりの財産調査とか滞納処分の厳格な対応を図られたいという国の指針も出ておりますので、所得に見合った保育料をお願いしている中で、通常正当な理由がなければ、正当な理由がなく納めるといえることはないと思いますか、それは通常ではないことでございますので、滞納を何カ月かしたからといってその契約とか、そういったものに影響を生ずるというふうには認識しておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） この問題につきましても児童福祉法のほうでは「できない」ということであつたわれているところなので、保育料の滞納を理由に子供にこのようなことがないことを願います。

次に、認可保育園の整備と改修の問題についてです。

私立保育園の整備とか改修費が今度は国負担、県負担がなくなるということで、新制度では運営費、これは私立保育園のほうですね、減価償却として上乗せすることができるのではない

かという、このようなことも聞いておりますので、その辺がどうなのか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、認可保育園の整備、改修費につきましてお答えいたします。

新制度における認可保育園の整備費・改修費の補助制度についてでございますが、国の公費負担額と利用者負担額の合計額である公定価格案でございますが、案では新たに減価償却費加算が設けられる予定になってございます。

これまで安心子ども基金で、4分の3の補助基準での施設整備費の補助を行ってまいりました。新制度では、整備費に基づく減価償却費加算が設けられる予定となっておりますけれども、これまでの補助制度を廃止するのか、あるいは継続するのか、また加算を受ける要件につきましても、あくまで仮単価という、あるいは仮の考え方ということで、いまだに細かいところは国から示されておられませんので、わかり次第、事業施設の方へも情報提供して、円滑に移行できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の、加算ができるということであっても、仮単価ということでもまだはっきりわからないということですが、改正児童福祉法に規定します施設整備費補助金、この仕組みは維持をするというふうには聞いております。その上で施設整備費、補助金を受けていない施設には公定価格の中で施設整備費補助の水準等を踏まえた加算制度を設け、長期間に平準化した形で施設の設置コストに対する支援を行う、このように聞いております。つまり、今述べたことが多分新制度で運営費に減価償却費として加算ができる内容だと思いますが、この点につきましては非常にやはり、特に私立保育園につきましてはこの運営費、そしてまた保育料の問題もそうですが、整備をしていく、また開所などにつきましては非常に、費用負担につきましても経営にも影響すると思います。この辺について上乘せすることができるということでの今の御答弁と感じていいのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。先ほども申し上げましたように、現在仮単価での提示、国からの提示というところで、詳細についてはおりにきていないわけですが、その仮単価の中身を見る限り、牛久の地域で例えば90人定員で2,300円という加算の額が出ております。90人で加算すれば月額約20万円程度でございますが、これが補修費の減価償却の積み立てに値するかどうか、これについては私どもは判断するところではございませんので、いずれにいたしましても、消費税7,000億円を充ててこの制度を組み立てている国の中で、最終的には国の予算の編成段階でしか市町村に細かいところがおりに

こないような話も聞いておりますので、その辺については市町村独自ではお答えできる問題ではございませんので、今後の国の方針が決まり次第、事業者の方にはそれを周知するということになろうかと思えます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の認可保育園の整備、改修費、消費税増税の中で、やっぱりその増税をここの保育園なり子ども・子育てに充てるというところ、最初から7,000億円の枠内でやろうとすること自体に非常に問題があると思えます。当然7,000億ではなくて4,000億円、たしか不足をするというふうに、もう当初から想定をされていた内容です。非常にやはりこれからも問題が出てくる内容と思えますので、この辺については答弁は結構です。

そして、6番目の児童福祉法の第24条の2項、市が保育実施義務を負わない施設等を定めておりますが、市の考えについて伺います。

24条の1項というのは、市が保育を実施しなければならないという大変義務規定になっています。24条の2項、今は、今回議案としても出されておりますが、地域型保育の問題、19人以下で小規模保育、A型、B型、C型、そしてまた家庭的保育、これは5人以下の保育です。それから事業所内保育、それから居宅訪問型保育、こういう地域型保育につきましては、市町村は必要な保育を確保するための措置を講じなければならない、このように規定をしております。確かに、この中でいろいろと、保育だけではないんですが、今回保育の問題からいろいろと幼稚園の問題にも入ってきておりますので、保育、幼稚園、答弁がごちゃごちゃにならないようにしていきたいと思うんですが、一つは、この新制度の中の枠内に入らない幼稚園もあるのではないかと思います、その状況について伺いたいと思えます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、児童福祉法第24条の関係でございますが、児童福祉法第24条第2項で市が保育実施義務を負わない施設と定めているが、これらの施設に対する市の考えということでございますが、新制度では新しく小規模保育施設が新設され、認定こども園とあわせて多様な保育施設において保育が可能となると、そういった制度になってございます。

これらの施設を利用する場合は、利用者と施設・事業者とが直接契約をすることになります。市の確認を受ける施設ということには変わりございませんので、保育水準は確保されるというふうに思われます。利用者は保育園と同じく市の利用認定を受ける必要があり、利用定員を上回る希望者がある施設については、市が利用調整を行うことになっております。

また、保育料についても保育園と同様となっております。

このように多様な保育施設を活用することで保育のニーズに応えられるというようなことで、

そういう制度になってるものということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今、第24条の2項についての説明をいただきました。そして、この新制度のほうには、保育園のほうは全てこの枠内に入ってくるということですね。19人以下の小規模保育、この問題につきましても、いろいろこれから発生してくる問題かと思えます。そして、この新制度の枠内に入らない幼稚園があるのではないかと思います。状況についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） ただいまの遠藤議員の幼稚園に対しての新しい制度への移行という御質問についてお答えをいたします。

御承知かとは思いますが、牛久市内の私立の幼児教育施設といたしましては、現在6園ございまして、そのうち1園につきましては幼保連携型の認定こども園というふうになってございます。この認定こども園1園につきましては、施設給付を受ける新制度の認定こども園に移行することを既に表明しております。他の私立幼稚園につきましては、幾つかの園で移行を検討しているというふうには伺っておりますが、現時点での確定というふうなお話はまだ承っておりません。

ちなみに、公立幼稚園につきましては、最終的には当然新制度に移行をするということになってございますが、先ほども答弁申し上げましたように、運営形態等も含めて話し合いの場を設けて検討した上で、制度等をうまく運用していければというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の幼稚園の御答弁ありましたが、今までの幼稚園では、たしか私立では私学助成があったと思えます。これもきちっと確認をしたわけではないんですが、さまざまな情報が非常に今、ネットを通して知らされております。県としては100%、私学助成が来るとはわからないというふうな情報も聞いておりますが、この情報などは担当のほうでつかんでいるのかどうか、その辺を伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 私学助成についてお答えをいたします。

子ども・子育て新制度に入らない幼稚園に対する財政支援につきましては、現行どおり私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うことになるわけでございます。

また、この子ども・子育て新制度の実施のためには、国全体として消費税が10%になった際の増収分から7,000億円を充てるということを見込んでいただいております。私

学助成につきましては、この対象外ということで、助成額については毎年の国の予算編成過程で検討することになるというふうに伺っております。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） そうしますと、やはりここにも財源問題が発生をしてくる。私立の幼稚園では今まではそういう奨励金なりそういうものがありましたけれども、非常にやっぱり消費税がここでも大きな問題となってきています。7,000億円というのは全体で7,000億円ということなので、その辺につきましても今後注視をしていきたいと思っております。

それと、今回の新制度によりまして地域型給付、先ほど部長の答弁ではありましたけれども、小規模保育、それから家庭的保育、そういう問題、それぞれの事業での認可基準がつけられます。今回、条例議案上程もされておりますが、それでまた保育士の配置基準そのものもやはり違うのではないかと思います。保育の環境とか条件に子供たちに対する格差が生まれないことが必要と考えますが、市の考えについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

議員御指摘のように、今回、2つの条例を提出してございます。牛久市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、それと牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これを2本、保育園関係といいますか、提出させていただいているわけですが、基本的には国の基準、従うべき基準、参酌すべき基準といったようなモデル例規とほとんど同じ形でございます。一部離島等とかといった、そういった牛久市にかかわらない部分は除いた以外につきましては、それぞれの条例、ほとんど国の規定どおりの形でつくっているわけですが、その中で今議員が御指摘のように、地域型保育の認可基準に差があるということですが、これは当然小規模保育のA型、B型、C型、それぞれ保育の人数、19人以下といっても人数が違うわけですので、考え方としては、多分お預かりする子供さんの数によって、それぞれの保育士の配置の基準ですとか、その面積の部分、例えばC型、B型、A型、それぞれ若干の違いはございますが、そういった意味で国のほうで設定しているということですが、それが御指摘のような差といいますか、子供の保育に見合った設定がされているのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の小規模保育なんですけれども、条例のほうにもうたっておりますが、小規模保育のA型では保育士は全部保育士の資格を有する。それから、B型では2分の1が保育士の資格を有する。その他は支援員、そういうような感じ。C型につきましては、市

町村の研修などを受けた方ができるということになっております。やはりこういうことでは保育環境には、やはり先ほど専門性の問題も伝えましたけれども、そういうところで、いざとなったときにはその辺の、ただ研修を受けただけの保育士さんで対応とれるのかというところ、その問題につきましては、やはり非常に重要だと考えておりますので、さらにこの辺について伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、国のほうでそういった基準を定めている限り、市としてもこれに合わせた形の、運営費の基準もございまして、それに合わせるような形になろうかと思っております。それが格差かどうかというのは、それはいろいろ御判断があろうかと思っております。

ただ、牛久の中で、あえて1点だけ、家庭的保育事業の中で、その中の23条の中で、家庭的保育者1人で3名を見るのは危険であろうということで、補助者を加えて5名で見ていただくという、これは1対3は、基準はもちろんでございますが、保育者のほうも、それからお子さんのほうも何かトラブルがあった際には、残りの2人のお子さんを見ることができなくなるということも懸念をいたしまして、牛久市ではこの部分が、ほかの市町村でも設定しているところはございますが、家庭的保育補助者と一緒でなければ3人を見られない、一緒であれば5人までという国の基準に合わせた制度設計をしておりますので、そういう危険な部分ではできるだけ排除した形で設定いたします。しかしながら、基本的には国の基準、運営費の基準もそれと一致しますので、国の基準に従った形の設定はしていかなざるを得ないというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、従来、今の新制度の中には認可外保育園、認可されていない、例えばそういうゼロ歳からの保育園に入れない子供さんたちがいる、そういう認可外保育園についても市での把握が今度必要になってくるのではないかと思います、その辺のお考えを伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

もちろん認可外保育園、現在もその情報といいますか、市のほうで把握するように努めておりますし、事業所内保育についても把握しているところでございます。今回の新制度、平成27年度から新たな制度に移行するかどうか、そういった確認も認可外、あるいは事業所内保育の事業の方に連絡をとって現状を把握しているところでございます。

今後につきましては、新制度の中で、13事業の中では利用者支援事業というのがスタート

いたします。こういった利用者支援の中で、この制度に乗る、あるいはそうでない施設も捉えながら、その中で御案内をする。保育の形態によっても、夜の保育とかいろいろな特殊な保育もあろうかと思しますので、制度に乗らないものについては、やはりこういったものの情報を収集しながら提供していくという、利用者支援事業の中で進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、次に放課後児童クラブについての問題に行きます。

これも6月議会のほうで多少質問をしたものです。今度は、今の定例会に議案としてやはり放課後児童クラブについても条例がのっております。そして、その中に占用区画の面積、これは児童1人につき1.65平方メートルとなっております。しかし、この1.65平方メートルというのは保育園の乳児の基準でありまして、少なくとも1人当たり1.98平方メートル以上にすべきと考えますが、その辺についてのお考えを伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 遠藤議員の児童クラブに関する御質問にお答えをいたします。

今お話がありました児童クラブにおける1人当たりの面積でございますけれども、この1.65平米というものは、平成19年度に国が放課後児童クラブガイドラインというものをつくりまして、その中で1.65平米を基準としないということ策定をされまして、それののっつてつくられたものだというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 国の基準であっても、やはりこれは広さからいえば保育園の乳児、乳児というのはそれほど動きがない子供たちではないかと思うんですが、やはり児童クラブとなると小学校1年生から6年生までと幅広い年齢がこの児童クラブの中に入級し、その中で過ごすということでは、少なくともやはり広さというものは考えるべきではないかと思いますが、再度この点について伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 遠藤議員の再度の御質問にお答えをいたします。

遠藤議員のおっしゃるとおり、子供の1人当たりの占用空間が広がるということは非常にそれは望むべきところだとは思いますが、基準としましては1.65平米であれば、最低基準ではないですが、満たしているというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 次に、開所時間及び日数について伺います。条例のところにもうた

ってあるんですが、1年250日を開所日数とするというふうにはなっていますが、今、やはり働く保護者の実態を考えれば280日以上にする必要があるのではないかと思います、この辺について伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 児童クラブの開級日数でございますが、実際、この250日というのは恐らく土曜日の開級がない場合に250日という数字になると思います。牛久市の場合には土曜開級を行っておりますので、実際には280日以上開級をしております。

ただし、今回のこの条例案は市に、牛久市の中で児童クラブをもし運営する場合には、最低基準として250日以上は確保してくださいという意味の250日ですので、実際にはこういった御要望があれば、その運営する方も250日を超えるような設定になっていくものと考えております。

○議長（山越 守君） 質問者並びに答弁者に申し上げます。

残余の質問通告も残っております。質問残時間、答弁残時間ともに残り少なくなってまいりました。簡潔をお願いを申し上げます。

遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） それでは、児童クラブにつきましてのもう1点の質問です。職員配置、支援員ですね。2人以上としているのが、20人までが3人、21人から30人までが4人以上の支援員を配置すべきと考えますが、その点について伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

こちらの支援員が2人以上というのは、もともとは常時複数、1クラスに対して複数支援員を設置しなさいという国の基準、こちらもそういったことから来ているというふうには考えております。もちろん指導員がたくさんいれば、それだけ目が行き届くというふうには考えておりますが、もちろんこの指導員のレベル、そういったものを上げていけば、こういった人数、牛久市の場合ですと12から13人に1人、今現在、指導員が張りついておりますけれども、可能かというふうには考えております。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 新制度におけます保育の供給体制、市町村で策定をされます支援事業計画により決められてまいります。地域の保育要求に応え、国や自治体の責務が明らかになる認可保育園、そしてまた認可保育園の整備を事業計画の中に、中心に据えるとともに、現行水準を後退させないで維持拡充を求めて、子ども・子育て支援制度の質問を終わります。

次に、2番目として急傾斜地の災害対策について伺います。

昨日も同僚議員も質問で取り上げておりました広島市の土砂災害、73名の死者、行方不明者1名を出したこの災害から3週間が過ぎました。現在でも行方不明者の発見に全力を挙げている様子などが報道されております。

今回の災害は、水を含むと著しく強度が低下をする真砂土が斜面に広く分布をする地形で発生をしたと言われております。広島県の土砂災害、危険箇所が全国で一番多い地域と言われております。警報や避難勧告の改善だけでは限界があり、公的な財源を投入してでも砂防ダムや急傾斜地への対策、このセットで進めていくことが急務と言われております。そういう中で、牛久市でも急傾斜地につきましてはホームページでも公表されておりますが、大変皆さんの関心が高まっているところです。自分の住む地域はどうなっているのか、このようなことで質問をするものです。

自然災害によりまして急傾斜地の崩壊が危惧をされる場所があります。現在、急傾斜地の指定は県の指定であります。基準につきましては、同僚議員の質問の答弁でも明らかになっておりますが、斜度が30度、5メートルの高さと確認をしたいと思っております。

さらに、県指定をされますと、市や事業者、所有者は必要な措置を講じなければならないとされておりますが、市や事業者、所有者はどのような対応をしなければならないのか。市内の状況把握と災害発生時などの対策についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 急傾斜地の災害対策についての御質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域の指定につきましては、秋山議員に答弁いたしましたとおりでございますが、県内には4,079カ所の災害危険箇所があり、県が土砂災害防止法の規定に基づき、現地調査の上、土地所有者や市の意見を聞きながら土砂災害警戒区域として順次指定を行っております。市内では33カ所がこの土砂災害警戒区域に指定されており、そのうち18カ所では家屋が近接し、約200軒の民家が区域内に入っている状況でございます。

これら急傾斜地の安全対策につきましては、昭和44年7月に制定された急傾斜地法の規定により、ハード対策として茨城県がのり面保護、擁壁構築などを進めているところでございますが、全ての安全対策が完了するまでには膨大な時間と費用を要し、その対策が進んでいないのが実情でございます。

このような状況の中で、喫緊の土砂災害に対応することが困難であるため、平成12年に土砂災害防止法が制定され、土砂災害のおそれのある区域の危険性の周知、警戒避難体制の整備など、ソフト対策を講じることが定められました。

市といたしましては、茨城県に対し急傾斜地法による安全対策工事の早期完了を強く要望し、また土砂災害防止法の目的にのっとり、土砂災害警戒区域の周知や警戒避難体制の周知、マニ

ュアル化を進めることにより指定区域の住民の皆様の安全確保を図ってまいりますので御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今の御答弁で、県内では4,079カ所、市内では33カ所がこの指定をされているということがわかりました。これは県の指定ですので、災害発生時には県での対応、そしてまた市の対応というのも十分起り得るわけですが、この災害対策につきましては、人も財源の保障も含めてやはり市でも対応をとらなければならないと思います。

平成25年に策定をされております市の地域防災会議、皆さんに配付をされているので、この本を御存じだと思いますが、このページの中にも防災計画の中で急傾斜地の予防計画のページがあります。実態調査をするということ、それから急傾斜地の崩壊危険区域の指定、災害予防工事、そして4番目には災害予防活動を挙げております。

私も今回の問題につきましているいろいろと調査をしましたところ、やはり市でもきちっとこのような計画にのっとっているんだということが確認できました。

県の指定に関しましては、地価が下落するのではないかと、建築物の構造規制がかかってくるのではないかと、このような住民の見方も強くありまして指定がおくれる要因となっていると言いますが、市内でも、今回の急傾斜地に指定されていない箇所であっても、近年の豪雨や地震等で崩壊の危険が想定される箇所も見受けられると聞きます。そのような箇所の水脈、地形、水質、擁壁、排水施設等、そのような基礎調査を県に依頼して実施を図るべきと考えますが、どうでしょうか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

茨城県によりますと、土砂災害警戒区域の指定に当たっては、航空機による地形調査を行い、高さ5メートル以上、斜面角度30度以上の危険箇所を把握しまして、その後、現地調査に入り、角度、距離などを確認し、指定を行っておるそうです。指定の際、土質検査や水脈検査を実施していないとのことでございます。

市といたしましては、茨城県に対しまして引き続き急傾斜地法に基づく安全対策を強く要望してまいります。また、土砂災害警戒区域の住民の皆様に対しては、危険の周知、警戒避難体制の周知などを含め安全確保を図ってまいりますので御理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 今航空機で確認をするということの御答弁がございました。しかし、やはり地元に住んでいる、自分の周りにそういう場所があるというところ、30度、5メート

ルという基準があるかもしれませんが、そういうような情報の把握、やはり市としても必要ではないかと思いますが、その辺を担当課では把握をされているのかどうか。そしてまた、今後についてはどのように考えていくのか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

指定区域以外については、把握はしておりません。ただし、今後、指定区域のうちの18カ所に対しまして200戸の住宅がございます。そちらにつきまして、区長さんを初め、関係する戸数の方と調整を図りまして避難誘導等、ひいては避難場所、指定された第1次、第2次避難所では足りない部分は臨時的な避難所、こういうものを戸別に今後やっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

○15番（遠藤憲子君） 近年の豪雨、確かにゲリラ豪雨と言われておりますが、ゲリラ豪雨という何かこの名称というのは、ふだん私たちも使ってしまったんですが、そういう言い方はないというような、気象庁のほうの方からのがありました。しかし、1時間に50ミリ以上の雨は確実にいろいろと、温暖化の影響でしょうか、瞬時に豪雨災害に見舞われるということは日本各地で起こっております。そういうようなことの中で、やはり自分たちの住む地域がこういう危険なものと隣合わせにある、それを最大に予防するのはやはり自治体、そして地域住民、そこに住む人たちとの連携だと思っておりますが、再度、その問題につきまして市の役割として考えられることを伺いたいと思っております。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） ふだんより行政区の区長さんを初め、防災関係の方々とは調整を図った上で、こういう問題を常に頭に置き、実行を今後も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。（「結構です。終了します」の声あり）

○議長（山越 守君） 以上で15番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時18分休憩

午後1時30分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番鈴木かずみ君。

[16番鈴木かずみ君登壇]

○16番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみでございます。通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を進めてまいります。

大きく2点についての質問となります。牛久市国民保護計画と公共交通の活性化についてです。

1 牛久市国民保護計画について。

日本は今、戦争か、平和かをめぐって戦後最大の岐路を迎えています。安倍政権になって昨年12月に特定秘密保護法の成立、ことしに入って7月1日には、国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を行いました。閣議決定はこれまでの憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという政府見解を180度転換しました。海外で戦争をする国づくりを目指す閣議決定は、戦後日本のあり方を根底から覆すものとなっています。

武力攻撃という言葉自体、私たち平和憲法のもとに生きてきた市民にはなじまず、武力攻撃なんてあり得ないと思っている市民も多いはずです。私もこのような一般質問をすることは、これまで考えてもみませんでした。ところが、その武力攻撃を受けた市民を自治体がどう保護するかという計画が牛久市では8年も前にできていたのです。

そのもとになる国民保護法、法律は10年前、平成16年6月に成立し、同9月に施行されています。御存じのように、国民保護法、正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。武力攻撃等が起きたときに武力攻撃から国民の生命、身体、財産を守り、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国や地方自治体の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。これは内閣官房国民保護ポータルサイトに書かれております。

要するに、一たび戦争、武力攻撃事態が発生すれば地方自治体も戦争に組み込まれる。地方自治体の役割は、国が軍事や外交を通して侵害排除を図るのに対し、地方自治体は主に国民の保護を担当する、そのための計画ということになります。

また、このポータルサイトには武力攻撃事態の類型ごとの特徴として、4つの想定される累計について書かれております。①着上陸侵攻の場合、②弾道ミサイル攻撃の場合、③ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合、④航空攻撃の場合などが挙げられています。

安倍政権によってこれまで考えられなかったような戦争準備が着々と行われている中、しかも10年も前に国民保護法ができていたことに改めて驚き、今回、この問題を取り上げた次第です。

まず、①市の国民保護計画策定に当たっての背景と目的について伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうから牛久市国民保護計画に関する御質問の、策定に当たっての背景につきまして御説明申し上げます。

2001年9月11日に起き、日本人24名を含む2,993名が亡くなった米国同時多発テロ、2001年12月22日に起き、海上保安官3名が負傷した九州南西海域不審船事案などの連続した事案発生の結果、外国からのテロの脅威について国内での不安が高まったことが挙げられます。

これらの状況を受けて、国民保護法などの法律整備が進み、国レベルでの国民保護計画、市レベルでの牛久市国民保護計画が策定されました。

次に、牛久市国民保護計画の目的につきましては、牛久市において外国からの武力攻撃やテロ攻撃等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を市が迅速に保護し、市民の安全を確保することでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、集団的自衛権との関係について伺いたいと思います。

集団的自衛権の問題が大きくかかわってくるものと今後思われるわけですね。今のお話ですと、背景は9.11のアメリカのテロから検討されたということですが、今のこの時代になってきますと、この集団的自衛権も大きく変わってくるのではないかと、情勢の変化とともにそういうことも考えられると思うわけです。

集団的自衛権の中では、要するにアメリカの起こす戦争に日本が加担するということですが、それになってきますと、今度、逆に日本がそうした国々からのテロの標的になる可能性も出てくるということが言われております。ですから、今、非常に現実味を帯びてきていると感じるわけですが、集団的自衛権との関係についてどのように捉えていますか、お伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 集団的自衛権の関係につきましてお答えいたします。

この内容につきましては、国レベルの内容であると考えます。また、現在、日本が戦争に巻き込まれる可能性やテロの可能性でございますが、そのような情報は今現在、市にございませんので、お答えしかねます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今そんな情報があったら大変なことになりますよね。そういうことのために、将来的にそういうことが起こることが懸念されるのでということで10年前からこういう法律ができています。

②としまして、国のそうした法律と市の独自性について、市の独自性があるのかどうか。市

としてこの策定をした段階に当たっては、どのように捉えて策定をされたのかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の国の法律と市の独自性に関する御質問でございます。

国は、平成16年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、すなわち国民保護法を制定しております。県は、国民保護法第34条の規定に基づき、茨城県国民保護計画を策定しており、市は、茨城県国民保護計画を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、牛久市国民保護計画を平成18年12月に策定しております。

牛久市国民保護計画は県から示された内容に基づき策定しておりますので、市独自の部分はございません。

茨城県独自の部分といたしましては、原子力施設や石油コンビナートが立地していることから、これらの施設に対するテロ攻撃に対応することなどが強調されております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 国が決めたものを県がそれを受けて、それをまた市が受けて、要するに国から直轄でこの計画ができていくということなんですけれども、この問題は特定秘密保護法とも深くかかわってくる問題ではないかと思えます。要するに、事が起こったときに地方自治体は、要するに判断材料がないから、政府の言いなりになる以外に道はないということです。

大規模テロでも、原発事故でも同じことで、テロリストにすきを与えるということで、情報は最大限にこの秘密保護法のもとに秘密にされます。そうなれば住民は放射線量の多い方向に向かって避難するということにもなりかねない。それは福島原発事故でSPEEDIの情報が隠されたことにより現に発生したことであります。市民を守るためには国の言うことだけを聞いていたのでは本当に市民を守ることはできない事態も想定されます。この点につきましては、大事な視点と考えますので、ぜひ心して今後対応を考えていただきたいと思えます。

場合によっては市の独自の判断で住民避難を実施しなければならないことも、今、多々災害の避難等のことについてもこういうことが、視点が考えられておりますけれども、この場合においても、そういうことも考えなければいけないと思えますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の避難につきましては、まず避難につきましては、原則、県の避難指示に基づいて実施することになっております。先ほど出ましたように、いろいろな状

況は当然考えられるわけでごさいます、現在は、第1次避難所、第2次避難所とか決まっておりますが、いろいろな状況に合わせた臨時的な避難所、こういうものを想定した中で今後検討していかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） それでは、この計画策定に当たって国や県のとおりでやったということなんですけれども、市としては仮想敵国をどこで見ているのかということなんです、策定当時の情勢、また現在の情勢と異なっているわけですが、そうした情勢の変化ということにはどう対応するかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 仮想敵国についてでございますが、それにつきましては自治体でお答えできる内容ではないものと考えております。

また、牛久市国民保護計画策定時の情勢と現在の情勢が異なっていることでございますが、あくまでも上位の国民保護計画に基づき策定しておりますので、国・県の計画に合わせた対応となるものと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） あくまでも国の言うとおりのことになるわけですね。

それでは、災害時の地域防災計画というものがあるわけなんですけれども、その地域防災計画との違いについて伺いたいと思います。

災害時の市の防災計画というのは、またこの国民保護法による計画とは全く別の次元のものであると思います。訓練についても、県の段階ではこの国民保護法に基づく訓練が行われているわけですが、まだ市の段階では行われておりません。国民保護計画と地域防災計画との違いについて伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

災害時の牛久市地域防災計画の違いについてでございますが、地域防災計画なら本部長の命令で避難所の開設、運営、避難者の誘導、情報伝達など、市独自でできます。しかし、国民保護計画では、警報及び避難指示や避難住民の誘導など、県からの指示で動くこととなりますので、ここが大きな違いでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 避難施設についてなんです、県で避難施設の一覧が載っているわけなんですけれども、牛久市の避難施設としては小・中・高校のほか、福祉センター、運動公園、中央生涯学習センターなど19カ所が登録されておりますけれども、これは災害時の避難場所

と同じというふうに先ほどもお話がありました。

また、それに関連しまして、地方自治体の役割ということなんですけれども、国民保護にとどまらない側面を持っているかと思われます。関連する法律がたくさんありまして、国民保護と鋭い緊張をはらむようなことも想定されます。例えば、住民避難のための道路使用と部隊進出のための道路使用のいずれかを優先させるかということが起きたりすると考えられております。また、避難所が必ずしも住民避難だけでなく、陣地転用を要請されたらどうするのかなどの厳しい問題に直面することも想定されることとなりますが、こうした点についてはどのように認識されているのでしょうか、伺います。

○議長（山越 守君） 交通防災課危機管理監笠島昇治君。

○交通防災課危機管理監（笠島昇治君） 私のほうから鈴木議員の質問に答えたいと思います。

鈴木議員の、国民保護計画以外ということで、何か防衛出動にかかわることに触れているような感じもするんですけれども、いろいろな面がありますけれども、牛久市内が戦闘地域になるということはありませんので、もしそういう場合にありまして、県もしくは国といろいろな調整をしながら市民の安全・安心に寄与していくようにしておりますので大丈夫かと思えます。以上であります。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） まだまだこの問題などにつきましては十分に精査されているとは思えません。牛久だけではなくても、隣の町に阿見の補給所があったり、いろいろな施設があるわけですから、そうした場合には牛久に対してもいろいろな影響で出てくることが考えられると思いますので、今時点での答弁は結構ですけれども、今後、考えておいたほうがいいのではないかというふうに私は思います。

それでは、具体的に市の計画についてですが、市の計画、第1編の総論及び第5章、市国民保護計画が対象とする事態について、武力攻撃事態、緊急対処事態等というふうにありますけれども、武力攻撃とは戦争そのものであり、緊急対処事態とは大規模テロ等であると思えます。1つには、テロの可能性をどう見るのかということです。東海原発に関連したテロに襲われる可能性など、全く否定できないのではないかということです。そうした危険性が起きる原因等については、どのように考えているのかということについて伺います。

ここで、この計画をつくる前に市民にアンケートをとっている自治体がありました。ほかにもあるんでしょうけれども、私は杉並区のアンケートを見たわけなんですけれども、その設問の中で、「あなたは国民保護法を御存じですか」、また「杉並区においてどのような事態が発生すると考えられますか」等々です。「どんな事態が発生すると考えられるか」ということの問題に対しては、①として、ターミナル駅など人が集合する施設等へのテロ攻撃、②ガソリン

スタンドやLPGガススタンドなど危険物資を有する施設への攻撃、③サリンなど化学剤、天然痘など生物剤等の大量散布によるテロ攻撃等々などが回答されております。ここで市の計画の位置づけ等についてどのような視点でされたのか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 市の計画に関する御質問にお答えいたします。

市の国民保護計画についてでございますが、第1編「総論」として、「市の責務」は、武力攻撃事態等において、国民保護法や茨城県国民保護計画などを踏まえ、市の国民の保護に関する計画（牛久国民保護計画）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、みずから国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その地域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することであります。

また、市国民保護計画の位置づけは、市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条に基づき、市国民保護計画を策定することとしております。

また、市国民保護計画第1編第5章の武力攻撃事態につきましては、武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態でございます。

武力攻撃事態の種類は、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、外国航空機による攻撃などであります。

次に、緊急処理事態につきましては、武力攻撃に準ずる手段、すなわちロケット攻撃、ゲリラや特殊部隊による破壊などを用いて多くの人を殺傷する行為が発生した事態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態でございます。

緊急処理事態の種類は、原子力事業所等及び石油コンビナートなどの破壊、大規模集客施設及びターミナル駅・列車などの破壊、市街地などでのサリン等化学剤の大量散布、航空機等による自爆テロなどが示されております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、第2編のところの第4章には国民保護に関する啓発という問題があるわけなんですけれども、牛久市では、この法律に基づいて市の国民保護計画が策定されているにもかかわらず、また法律が成立して10年たってもこの保護計画がホームページにも掲載されておらず、今回、私、質問の通告をしましたらアップされた状況であります。やっとホームページにも掲載されたわけなんですけれども、今後どのような啓発、そのほかにも行っていかということですか。

大変、100ページにわたる内容であって、綿密なもので、ここで逐一取り上げ切れるものではありませんが、ぜひ市民の皆さんも読んでいらっしゃる方はホームページからお読みになっていただきたいと思いますが、最後のページには安否情報収集に関する書面というよう

なこともありまして、避難住民遺体確認の書面等と非常にびっくりするような内容も網羅されているわけです。現実というのを認識するためにも、この啓発の必要性ということを感じるところですが、どのように今後啓発をしていくのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 牛久市国民保護計画は平成18年12月に作成しておりまして、その後、牛久市国民保護計画を市ホームページで市民に公表しておりましたが、今議員の御指摘のように、その後、平成20年9月にサーバーの入れかえをした際に消去されておりまして、その後、再構築がなされておりませんでした。大変申しわけございませんでした。現在はコンテンツを作成しまして市のホームページ上で公表しております。

また、今後、行政区の防災訓練の場において国民保護計画を市民に説明して、ご理解いただきたいと思っております。また、情報公開対応といたしましては、情報政策課の情報公開統合窓口において、牛久市国民保護計画の冊子を整え、広く市民に公表もしてございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） サーバーの入れかえで消去されていたということですが、これは、この問題と直接関係はありませんけれども、牛久市のホームページ全体にかなり情報がこの時点で切れてしまって、それが復元されていないということも多々あるのではないかとと思われるような状況がありますので、この点については全市的にやっぱりチェックをしていただきたいと考えております。

次に、第3編の第7章です。NBC攻撃による災害への対処ということですが、NBC攻撃と申しますと、核兵器または生物剤、もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃となりますけれども、そのような災害への対処については、どう対応していくのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） NBC、核・生物・化学兵器攻撃による災害への対応でございますが、核攻撃や生物・化学攻撃が市に行われた場合には、現在、市ではNBC攻撃の対応、防御できる装備、機材などは、ないのが実態でございます。そのような場合には、専門的知見があり、対処能力のある国・県・消防機関・自衛隊などで対処することとなっております。

市としましては、攻撃などを受けた現場及びその兵器を受けることが予想される地域の住民を被害を受けた地域外に避難させ、必要に応じて警戒区域を指定することとなっております。警戒区域の指定は、住民からの通報内容、警察・自衛隊からの情報提供など、関係機関等からの助言で判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するために一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立ち入りを制限するものでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 大変恐ろしいことで、このような事態を望んで質問しているわけではないんですけれども、本当に大変なことが起きることが今後も予想されるのかなというふうに思っております。

次に、訓練についてなんですが、今年度5月の内閣府の通知には、国民保護にかかわる国と地方自治体の共同訓練の実施について、26年度では13県で実施し、実働訓練と図上訓練を行うとあります。茨城県は、既にこれまで17年度から9年間の間に実働訓練を3回、今年度は図上訓練を初めて実施するという事になっているようですが、県での訓練には市としてどのように参加をしているのか。また、県の訓練が何を想定し、どのように行っているのか、伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

県は平成18年度から茨城県国民保護訓練を実施しております。当初は、東海原発が国籍不明のテログループによる攻撃を受け、施設の一部が故障したことにより放射性物質を放出したとの想定で訓練を、県、東海村、日立市、ひたちなか市、常陸太田市で行ってまいりました。それ以降も辺地債で図上訓練を行いながら、実際の実働訓練として、県、市民や消防、警察、自衛隊による救助及び避難誘導、医療チームによる訓練を行っております。市としても、県が行う国民保護訓練には研修という立場で参加しており、平成23年1月の茨城県三の丸庁舎を会場とした、放射性物質を含んだ爆発物が爆発した想定を研修いたしました。これからも研修に参加しつつ、市民の国民保護の対策及び市民の周知を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 国民保護法について質問をしてみましたけれども、一つの自治体ではどうすることもできない、国が一方向的に決めたことを有無も言わず直接自治体におろしてくる問題であるということですね。それで、ここにはもう地方分権も何もない、国直下の政治があるということですね。

憲法9条によって武力の行使を永久に放棄し、戦争をしないと現行憲法によって定められている中で、首相みずからが憲法違反を行っているような情勢であり、非常に危険な情勢と捉えています。

私たち市民の手の届かないところで私たちの命にかかわる問題が決められ、そのもとに右往左往するような事態だけでは何としても防ぎたいと思うところです。幾ら自治体で立派な国民保護計画があっても、本当に安心できることは何なのか、考えなければなりません。有事の事態

を引き起こさず、国に対しては現行憲法に基づく平和外交に徹するということを強く求めています。

また、ここまで戦争準備が行われているということを改めて認識することになりましたが、平和憲法をあくまでも守り続け、子供たち、孫たちの次世代に平和のバトンを渡すために、平和を願う皆さんと御一緒に力を尽くしたいと思います。

次の質問に移ります。2点目、公共交通の活性化についてです。

団塊世代が2012年から65歳以上になっていますが、この世代は車の免許を持っている人が圧倒的に多いことが特徴であります。今は大丈夫でも、やがて75歳ごろ、2020年ごろ、それを境に免許の返上などで大量に移動制約者が生まれてくることが予想されます。車に頼らずとも徒歩や、安くて利用しやすい公共交通の整備で生活が充足できる、そうしたまちづくり、地域づくりを進めることが求められています。

環境の面からも、自家用乗用車から排出されるCO₂はバスの3倍、鉄道の9倍近くにもなるということから考え直さなければなりません。超高齢社会の到来とともに、過疎地域だけでなく、団地等の中にも高齢化の進んだ地域が出てきており、その中でも住民が生き生きと生きていける条件として地域交通は欠かせない問題となっています。

こうした中で、2013年12月、交通政策基本法が制定され、2014年5月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する条例が成立し、地域の交通は地方自治体为先頭になって政策をつくることが打ち出され、地域住民や地方自治体の交通政策づくりが今まで以上に重要になっています。

牛久市でも議会ではたびたび取り上げられ、地域公共交通会議を中心にかっぱ号を初めとしてさまざまな取り組みがなされてきていますが、まだまだ解決しなければならない問題があることから質問をいたします。

特に、これまでの課題としては、かっぱ号を初めとした公共交通をどうするか、どう維持するかということが大きな問題となっていたと思われませんが、公共交通に乗れない人たちの移動の確保、これが今まで以上に重要な課題として捉えていかなければならない段階と考えます。

それは市内全域ではかっぱ号、モデル地域限定としての高齢者移送サービスは非課税世帯等が対象、また障害者等の福祉有償運送、NPOによる過疎地域限定の移送サービスなどが組み込まれております。

しかし、これらどこにも該当しないニーズがあります。例えば、高齢者で車に乗れない人で課税世帯の人たち、課税世帯と一くりにされても、かっぱ号のバス停まで行くことも、買ったものを家まで持ってくることも大変。でも、病院や買い物に行きたい、タクシーを使えば2,000円から3,000円、それ以上かかってしまう、このような高齢者は大変ドア・ツー・

ドアを切実に望んでいます。

こうした状況の中で、まず①公共交通対策の取り組みについて、現状について伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、鈴木議員の公共交通対策の取り組みについて、市内における現状についてお答えいたします。

近年、議員御指摘のとおり、少子高齢化が加速度的に進むとともに、高齢による免許の返納者もふえまして、今後まだまだふえてくることが予想されておりますが、今後、買い物や病院などの日常生活での移手段の確保及び生活空間の中の移動に対しまして、公共交通が今後果たします役割は非常に大きくなっていくものと考えております。

現在、牛久市内では、民間事業者が運行しておりますJR常磐線を初め路線バス、タクシー、NPO法人等が運行しております福祉有償運送、過疎地有償運送、そして市が運行しておりますコミュニティバスかっぱ号ですね。これは通勤ライナーも含めますが。あと、福祉センターの巡回バス等、多種多様な公共交通が運行されております。

しかし、それらの特性を生かしながら公共交通機関の連携に基づきまして公共交通体系を構築するという必要がありまして、平成23年の4月に市民と学識経験者、交通事業者、行政等で構成します「牛久市地域公共交通会議」が設置されております。同会議におきましては、市民アンケート及び地区の懇談会などを実施しまして、課題の整理や意見を集約するとともに、目標や基本方針、具体的な施策などについて協議を行って、24年の3月に「牛久市地域公共交通総合連携計画」というものを策定してございます。現在、同計画に位置づけられた施策等を順次進めておるところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） いろいろと対策を練って施策が進んでいるということなんですけれども、利用したい住民にとっては一つの情報、かっぱ号の情報だけではなく、いろいろな情報が知りたいわけですね。どこに連絡をすればタクシーに乗れるのか、どこに連絡をすればどんなことがわかるのか、そういうことを一括した形で知りたいというのが市民の今のニーズなんです。その点について、パンフレットなどで市民が誰でも知っていく、全体を知っていくという状況をつくるために、市内公共交通の周知についてはどう改善していく考えか、伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 市内の公共交通におきます周知に関しましてお答えいたします。

市内の公共交通の周知につきましては、既にコミュニティバスのかっぱ号でございますが、通勤ライナーも含めまして時刻表を作成し、かっぱ号が運行されております行政区の世帯へ時

刻表の配布を行うとともに、市のホームページなどで周知を行っております。

また、その他の交通機関につきましても、今年度、牛久市地域公共交通会議におきまして、牛久市内の公共交通パンフレットを作成し、全戸配布を予定しております。これは11月の初旬に配布できればと思っております。

内容といたしましては、JRの常磐線や路線バスの時刻表、タクシー等の連絡先及び福祉のバスであるとか、過疎地有償のバスの連絡先等々でございます。そういった日常生活で活用できる情報を網羅したもので、折り畳んで携帯できるという仕様にしてございます。

こちらにつきましても、かっぱ号と同様に市のホームページに掲載いたしますほか、市の関連施設等に置いて自由にとってもらふことを初め、JRの駅にも置いてもらうべく調整をしようと思っております。広く市民の皆様にも周知する予定でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 11月の初旬に配布されるということなんですけれども、こういうパンフレットこそ、もうたくさん配布、きちんとすべきですよね。もう市民の混乱を招くようなチラシの配布を連発するのではなくて、やはりそのところはきちんと市民の要望に沿ってやっていただきたいところです。答弁は結構です。

それから、地域公共交通会議などを通して、市全体の公共交通に関してどのように取り組まれているかということなんですけれども、8月には26年度の利用促進策なども検討されたようですが、どのように改善をしようとしているのか伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

牛久市地域公共交通会議で実施されます市全体の取り組み状況についてでございますが、現在、同会議におきましては、策定しております牛久市地域公共交通総合連携計画に基づきまして、それに位置づけられた施策を順次進めております。先ほど申したとおりでございます。

なお、今年度につきましては、市内の各公共交通の利用促進策を予定しておりまして、路線バスとかっぱ号、通勤ライナーにつきましては、自家用車から極力公共交通への転換を促進するべくキャンペーンを実施する予定でございます。

タクシーにつきましては、市内のタクシー事業者と協働でタクシーの中に置いていただくPRチラシ等を現在作成しております。これも全戸配布を予定しております。

これらの各公共交通の利用促進策を実施することによりまして、市民に公共交通の利用を促すとともに、市内の公共交通のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次長、少しゆっくり答弁していただきたいと思います。よろしくをお願いします。（「はい」の声あり）

次に、かっぱ号の改善についてですが、かっぱ号については、これまでさまざまな意見が寄せられておまして、コースが長いとか、バス停が遠過ぎるなど、改善を求める声がたくさんありましたけれども、このところかなり改善が図られて乗りやすくなっている面もあると実感をしております。全体的にさらにどのような改善策が図られてきているのか。また、課題についてはどのように考えているのか、伺います。ゆっくりお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、私のほうからはコミュニティバスかっぱ号の改善についてお答えいたします。

かっぱ号の改善につきましては、平成15年7月の開始以降、利用状況に応じた改正を行ってまいりました。特に平成25年度には日中ルートの変更、そして通勤ライナーの導入、ノンステップの新型車両入れかえといった改変を行い、前年度と比較し、利用者が5万8,000人増加いたしました。

改善といたしましては、ルート分割による駅到着時間の短縮、あるいはJR常磐線との接続時間の向上、これ佐貫での待ち時間の少ないところにつけるとか、そういう細かいこともございますが、公共施設での講座開設時間との調整等を実施して改善してまいりました。今後とも、この細かい部分を見直しながら、さらに利用しやすいように改変していく予定でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） かっぱ号についてですが、かっぱ号を廃止した地域への対策ということですが、今までかっぱ号に乗っていたのに廃止されてしまって、とても不便な思いをしているとの高齢者から訴えをお聞きしましたが、このような高齢者がおられることを把握しているのかどうか。

それから、新地、城中、それから南部地域、遠山地域など周辺地域、またそのほかにもあるかもしれませんが、乗る人が少なくても利用者にとっては最も必要な地域なのでありますが、そうした対策はとっていないのかどうか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

かっぱ号のルート改変につきましては、利用頻度の少ない区域、区間等、バス停等を廃止しまして効率的な運行を図ってまいりました。廃止地域の対応といたしましては、高齢者移送サービスの利用要件を市民税課税世帯にも拡大しまして、ドア・ツー・ドアの移動支援を行っ

ております。また、奥野地区につきましては、御案内だと思いますが、過疎地有償運送をNPO法人サンライズが実施しております、交通空白地帯の重要な交通手段となっております。

なお、移送サービスにつきましては、地域の身近な相談役であります民生委員、児童委員の戸別訪問を通じて対象者への周知を図るとともに、民生・児童委員への制度周知に努めております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） そうしますと、そうした対象者の中で周知がきちんとは行われていなかったのではないかと考えられるところがあるわけですが、対象者、課税世帯でもドア・ツー・ドアが使うことができると。それから、民生委員を通してということなんですけれども、その辺の徹底がまだ不十分な面もあるのではないかと思われますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 先ほど申し上げましたように、ルートの廃止等につきましては、それぞれバス停1カ所、1カ所、それぞれ全て乗車、降車の全てのデータを蓄積いたしまして、そのデータをもとに組み上げてきて現在のルートにまで収められてきたというふうに認識してございますが、その高齢者移送サービスにつきましては、御指摘のように、今後も対象者の方へ周知をできるだけ図るような形をとってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） では、そういう特定地域には特定地域向けの、それこそチラシなどが必要かと思われますが、その点についても今後対策をとっていただきたいと思います。

次に、通勤ライナーについてですが、平成25年の4月から通勤ライナー2路線が運行されて大変好評と聞いております。1回、160円ということですが、「毎日利用するので定期券などがあれば」との要望も伺っております。3,200円の回数券というのはあるわけですが、そうした要望、状況と改善点について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 通勤ライナーの状況と改善点についてでございますが、平成25年度の利用実績は約3万人でございます。当初の見込みである2万5,000人を上回る結果となりました。

御指摘の定期券でございますが、本年10月には定期券を導入し、利便性の向上を図るとともに、今後沿線地域の方々に無料乗車券の配布、あるいはJR常磐線の接続のさらなる向上に努めまして、利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 定期券が10月から発行ということで大変喜ばれることと思います。

また、通勤ライナーの利用者についてなのですが、通勤ライナーと申しますと通勤している人だけというふうに限定されるのかどうか、その辺の利用と実態の関係についてはどのようになっているのか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答え申し上げます。

名称は「通勤ライナー」というふうに申し上げてございますが、もちろん通学、あるいは一般の方も、通常のかっぱ号の日中時間の前と後に、駅にJRの情報をもとに、できるだけ接続をうまくつなげているところがございますので、特に通勤でなくても御利用いただける場合は当然160円、これは関鉄と同じ金額でございますが、御利用いただけるかと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 次に、かっぱ号のノンステップバスの状況がどのようになっているかということについて伺います。「足が悪いのでノンステップバスがいいのだけれども、来るバスによってはちょっと高くてなかなか不自由をしている」という高齢者からの訴えがありました。また、乗るときには一々関鉄まで連絡をしなければノンステップバスに乗れないといった状況もあるのではないかと思います、非常に不便な状態ではありますが、その状況について伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

かっぱ号の新型車両、3台走ってございますが、そちらはバリアフリー仕様でございまして、円滑な乗降ができるノンステップであることから、車椅子での利用も可能となりました。当然関鉄との打ち合わせの中で、車椅子で利用された場合は運転手が補助をして、ノンステップですので運転手の後ろの部分に乗っていただく、これは連絡をすると乗っていただけるようなことになってございます。今後もこの新型車両の運行環境の向上につきまして引き続き周知をして、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 今新型車両は3台で、それはノンステップバスで対応しているのが大丈夫ということなんですけれども、中に旧型車両も入っているわけなんです、2台ででしょうか、その台数の確認と、またその対応策が何らかの形で考えられないのかどうかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 御指摘のように、旧型車両は2台走ってございます。これ、今、市で生産しておりますBDFを使って走っているところでございます。このBDFにつきましても今度は新しいプラントでの燃料供給となりますし、今まで購入しました3台につきましても国交省の補助を受けながら購入しているものでございまして、今後2台についても当然その補助を調整しながら、新しい燃料もでき上がったところも見据えて、車両の更新はしていくということを考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 公共交通全体を考えた場合に、タクシーの問題も出てくるかと思われませんが、非常に市民に不評なタクシーなどもありまして、公共交通として駅前タクシーを利用した場合に、ワンメーターで利用すると、「何時間も待っていたのに」と運転手から慥然とした態度をあらわにされまして、「もう二度と牛久のタクシーには乗らない」といった不満の聲が多々聞かれるわけなんですけれども、その運転手の気持ちもわからないわけではないわけなんですけれども、不愉快きわまりないといった利用者の声も多く寄せられておりまして、今それが改善されているのかどうかということが一つあるわけですね。サービス業としての接客についての指導、提言というようなことが牛久市としてできるのかどうか。また、地域公共交通会議にはそうした代表の方も参加されていると思われるわけなんですけれども、そうした対策がとれるのかどうかということについて伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、ゆっくりお話いたします。

タクシーの事業者からの苦情でございますが、今回、調べてみたんですけれども、本来市に直接苦情が来るものではないというふうな認識をしてございます。民間事業者の社員教育の一環であるという前提のもとでございますが、今年の6月に1件だけ市役所のほうに苦情が入っております。それは、東京都内在住の方がたまたま牛久にいらして、乗られたタクシーも幸か不幸か牛久のタクシーではございません。市の南部の、あえて名前は言いませんが、隣接する市町村のタクシーでございました。

ということで、苦情の実態につきまして公共交通会議のメンバーでもありますタクシーの組合のほうにも問い合わせてみたんですが、回答といたしましては、苦情の約8割が自分の家に車を呼んで、通常迎車と言いますが、そのときにお金がかかるのか、要らないのかと、要らないと思ったというような話が、ほぼ、8割ぐらいを占めていますという話でございまして、残りの2割につきましては、やはり運転手の接遇のマナーであるとか、運転のマナーがよくないというような苦情があることは確かなようでございます。

そういった背景を踏まえまして、牛久市の地域公共交通会議におきましても、民間の交通事業者等と協力して、より利用しやすい公共交通をつくっていくために、市民モニター制度というものを実施しようということで今予定しております。内容につきましては、市民からモニターの方を公募いたしまして、モニターであることを乗務員に伏せた状態で、当然ですが、実際に乗車体験をしていただいて、いろいろな情報を集めていただくと、評価を含めて何うものがございます。また、市民のモニターの方と各交通事業者等が意見交換をするような場を設けまして、その結果をもとに改善を図っていくというようなことを考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） 市民モニターを実施して、その辺の改善を図っていくということなんですけども、ちょっとあれですけども、市民モニターというのは実際には乗車をするというようなことは、どういう形で行っていくんでしょうか。料金等の問題についてもお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 会議の場でそういった方向でやりましょうという段階でございまして、詳細については今後会議の中で順次詰めていくことになっております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） ②としまして、市民ニーズへの対応についてなんですが、最初にもお話ししましたように、デマンドタクシーの要望ということが非常に多いわけで、高齢者がふえて、足腰が多少ぐあいが悪くても、デマンドタクシーがあれば移動することができるといったニーズにどう応えていくかということですが、交通政策基本法の成立を受けて2014年、地域公共交通活性化再生法というのが改正されております。これは地域公共交通再編事業の新設で、そのための財源の確保もされるということです。地域の公共交通が持続的に維持される方向を目指して、運行経費が小さくて済む手段への転換を図ることが加速化されるのではないかと期待されているようですが、この改正によって、住民自身が白ナンバー車両で運行するような形態の候補として具体的に明示されているというようなことなんですが、こういうことはこれまでの状況からすると劇的とも言える改正というふうに専門家のほうではとられているわけなんですが、こうした制度の改正によってデマンド、なかなかこれまで厳しい状況があったわけですけども、デマンドタクシーに風穴をあけられないかということについて、どのように考えるかということについてお伺いをいたします。

かっぱ号ではバス停が遠過ぎるとか、そういう方もまだいらっしゃいます。「重い荷物を持って移動できない」、「医者に行きたい」等々のニーズに応えるデマンドタクシーがどうしても実現できるのか。白ナンバー車両で運行するような形態が可能になれば、そこからできるのか、

それとも地域公共交通会議等に参加しているタクシー会社などの協力を得た別な形でデマンドタクシーの方向性がとれるのか、どのように考えていらっしゃるのか、伺います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） デマンドタクシーの要望及び何らかの新しい風が吹かないかということでございますが、議員御指摘のとおり、デマンド型の交通手段というものは、やはり利用者の予約を受けまして、予約なりニーズに応えるために乗りたいときに乗れて、行きたいところに行けると、まさしくドア・ツー・ドアの移動手段でございますが、本来交通手段と申しますのは、通常の利用者が使う場合と、あくまでも要介護者であるとか、福祉・障害者手帳をお持ちの方が乗るとか、利用者の形態によって著しくサービス内容及び制度が違うのが実情でございます。

冒頭もおっしゃっていましたが、正式な手帳を持っている方はもちろん、そちらのほうの施策で救われるものがあるんですが、高齢により免許をお返しになった方であるとか、たまたまけがをしてしまった若い人間とか、そういった規定にないグレーのゾーンの集団に対する交通手段というものは長年の問題であることは重々認識しております。そちらのほうもカバーするようなデマンドということでいきますと、なかなか、いろいろな場合がございますので難しい状況でございますが、茨城県などの各市町村、それぞれいろいろな形でデマンドが運行されているのは事実でございます。

今回の法令の改正等を踏まえまして、デマンドに風穴をあけられないかということでございましたが、確かに交通対策の基本法が成立して役割と連携が定められましたけれども、特に地方公共団体におきましては、国との役割分担の上で、地域の実情に応じた交通施策の策定と実施が定められておりました。

しかし、まさに今年の5月に、議員お話しのとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正されまして、持続可能な地域の公共交通網の形成というものと、地域公共交通の活性化及び再生の推進というものが法案の目的に追加されたわけでございます。

また、地方公共団体におきましては、関係者と合意のもと、あくまでも合意というものがキーワードでございまして、合意のもとで、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通網を再編するために、基本計画であります地域公共交通網形成計画と、その事業計画であります地域公共交通再編実施計画という2本の計画を実施することによりまして次のステップへ進んでいけるという流れができております。

御質問の地域公共交通再編事業というもので何か風穴がという話ですが、あくまでも地域の公共交通を再編するための事業でございまして、バスやタクシーなどの事業者が地方公共団体の支援を受けつつ事業を実施するということになりますので、デマンド型の移送サービスの導

入につきましても今後、牛久市の地域公共交通会議におきまして、先ほど申しました交通網の形成計画であるとか、交通再編の実施計画を策定する中で、合意等も形成する方向で検討、協議してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

○16番（鈴木かずみ君） このデマンドタクシーの問題は、牛久市だけの問題ではなくて、もう全国的にやはり成功しているところ、それからなかなか成功しないところ、いろいろな事例があるようでございますが、そうしたことも含めて、国のほうでもこうした法律の改正ということになって、できるだけその地域でそうしたことができないかということになってきていると思われまますので、ぜひ、牛久市の地域公共交通会議を中心とした取り組みの中でも、もうちょっとで今度全体的なニーズに対応できるようになるのではないかと思われる側面もありますので、何とか研究を重ねて、牛久市の中でデマンド的な方向がとれるように、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

この公共交通の問題なんですけれども、非常に多岐にわたって、全体を掌握するところが牛久市ではないのではないかというふうに思われるわけですね。かっぱ号はこちら、ほかのことはこちらというような感じでされておりますので、例えば公共交通課というような一つの課が必要なほどではないかというふうに思われます。また、必要な人に必要なサービスを提供できるよう、今後一層の努力を図られるよう要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。質問に入る前に一言述べさせていただきます。

今回の発言通告の要旨に内容を記載しないで提出したことについて、議長と事務局でのやりとりが多々ありました。質問内容の広報チラシの問題については、教育委員会からの回答をいただきましたが、発言通告締め切り寸前にいただきました。私が準備していた内容と整合性がずれておりましたので、何とも要旨を書くことができなく、そのまま提出したところでありました。

また、一般競争入札につきましても資料の提供を申し出ましたが、これも質問締め切り後にいただきました。一般競争入札についての入札公告です。公に公表されているものがなぜ、教育委員会の回答についてもそのようではありますが、市長決裁の必要性があるのか、到底理解できるものではありません。今後の議会の運営をスムーズに進めるためにも、私自身も努力いたしますが、議長、事務局及び執行部もよろしくお願ひしたいと思います。

そして、今回の質問の中で、答弁の内容によっては担当課が変わる可能性がありますので、その点もよろしくお願ひをいたします。

それでは、質問に入ります。

今回通告しました広報とチラシの問題、ここに違いがあったんですね。行政と教育委員会と、行政経営のほうからですか、回答をいただいたものについて、両方とも私は通常のチラシだと思っていたんですが、これ広報だということなので、広報と広報紙、今回問題となっているチラシとの違いは何なのか。また、その目的、このチラシは広報なのか、広報紙なのか、そしてこの発行者の責任は誰なのか、この点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、広報か、チラシなのかということですが、牛久市といたしまして今回の議会の議決を受けての市民にお知らせする広報として出したものでございます。

行政として、行政の広報はどうあるべきかということにつきましては、市民の皆様方に事実を速やかに、わかりやすくお答えすべきということで、小松崎議員の御答弁にも申し上げましたとおり、市の情報を適宜、わかりやすく発信すること、これによりまして市の取り組みが市民の皆様方に御理解いただけるということにつながっていくものというように考えてございます。

また、発行の責任者ということですが、チラシにおける発行の責任者については、現在、牛久市が発行している広報紙には発行者として担当課名を記載させていただいてございます。茨城県内のほかの市町村等の広報紙を見ていただきましても、発行者としての記載は担当課、または自治体の名前等ということになっているかと思います。市が公に発行する広報の発行責任は牛久市であり、記事に関する疑問、質問等の問い合わせを考えましても、発行者は担当課であるべきというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 同僚議員も議会での報告会に寄せられた意見、言って述べられましたが、私のほうも1点、寄せられた意見について述べたいと思います。

「市長の意見は各家庭に配布されているが、議会の意見は何一つ配布されてなく、市民の意

見の根拠となる資料は恣意的に加工されているので、議会の意見をはっきりさせてほしい。今、室長が答弁されましたね、こういうことを言われているんです。したがって、これは広報だという受け取りはしていないんですよ。この点についてはどう思いますか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますけれども、市民の方の中には広報とは捉えていないというような御意見もあったということでございます。ただ、牛久市としましては、これまでも御質問にお答えさせていただいておりますとおり、6月議会におきます事実のみを、まずは7月1日号の広報としてお知らせをさせていただいたということでございまして、この点については市の市政運営にかかわる大きな問題であるということから、その事実のみを書かせていただいたということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 行政発行のお知らせは公平、忠実でなければならないんですよ。事実をお知らせしなければならないと言うんですが、じゃこれまで100%事実を述べられましたか。市長が何回、この議場で大きな声でどなりましたか。そういったことは一切載っていないでしょう。どうですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 市政運営の中で市民に与える影響の大きさ、今回の6月議会におきます補正予算につきましては、まず最初に、下根中学校の件に発しまして、それを除く補正予算によっても否決をされたということでございます。

6月議会におけます補正予算の内容につきましては、市民の緊急性等を考えて、各担当部署が必要を感じた中で予算の要求をさせていただいたものでございます。その予算に対して市のほうにも問い合わせがございました。どういった内容の補正予算なのかと、議会が否決をするような内容が盛り込まれているのかというようなお問い合わせもございました。これに対して、市の補正予算に上げていた中学校を除く部分について、中身についてお知らせをしたということでございまして、ここに議会側の考え方を盛り込むというのは、逆に市のほうではできないことと考えてございまして、市の執行部としての市政運営上の重要な部分を列記させて広報としてお知らせさせていただいたということでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 議会の意見を載せると言っているんじゃないんですよ。市長が大きな声で威圧をするようなことを言っているわけです。そういうのを何で広報に載せないんですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますけれども、市民にお知らせする部分の中身、内容、これが市民に対して与える影響について考えた中で、市民に対するお知らせを作成させていただいて、それを広報として作成しているということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） じゃそういう話は広報に載せるべきものではないというふうに判断をさせていただきます。

これまでのチラシ、各種、教育委員会、行政系、商工会、いろいろなところから各種チラシが出ていますと、果たして公正、中立と言えるのかというのが、疑問に感じる点が多々あります。そしてまた、今回の室長の話聞いていますと、議会がまるで悪者のようになっているというふうにしかならないんですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） これまでも御答弁させていただいておりますけれども、今回の広報につきましては、議会の議決に対してどうこうということを申し上げているものではございません。市の予算案として出させていただいた事実、それとそれが市民に与える影響というのはどういうものであるかということをお知らせするものでございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 理解できないから質問しているんです。一番最初に出た、7月1日出たものですね。6月市議会定例会、一般会計補正予算案が全て否決、賛成10、反対11、このままでは必要な市民サービスができなくなります。困ったな。これはどういう意味ですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいま議員が述べられましたとおり、6月議会における補正予算、先ほど来申してございますが、市民にとって大切な補正予算、直結する補正予算であるということです。否決になったという事実は、執行部としては、それは真摯に受けとめなくてはいけない。ただ、その事実を市民にお知らせするとともに、それが与える影響、そのままこれが議決いただけないとなると大きな問題となるという、端的にその事実のみをお知らせしたものでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 7月16日に臨時会がありましたね。その臨時会の日程は、いつ決まりましたか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの、いつ時点に7月の臨時会の日程が確定したかということは、ちょっと記憶にはございません。ただ、市のほうといたしましては、重要な案件である補正予算でございますので、すぐさま臨時会のほうを開催していただいて、そこに改めて、再度補正予算案を上げさせていただきたいということは担当としては考えておりました。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） いや、これが重要なんですよ。議長、じゃ休憩していただいて、7月16日の臨時会はいつ決定したのかということを確認してもらいたい。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時01分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで傍聴者に申し上げます。傍聴者の守るべき事項として、議場内の言論に対し、言葉もしくは拍手等を発することは禁じられております。遵守をしていただきますようお願いを申し上げます。

答弁を求めます。総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） では、私のほうから、7月の臨時議会の決まった日ということでございますけれども、起案が7月1日で起案いたしまして、決裁日は7月2日となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 私たちは6月議会が終わる前に聞いているんですよ。そして、6月議会が終わってから今回の問題について、議会報告会でも結構、否決についてのいろいろな意見がありました。当然私たちも深刻に思っています。ですから、議員で、有志で臨時会の招集を早急にして、やるしかないかなというようなことも考えておりました。しかし、7月16日に臨時会があって、それに上程して可決されれば間に合うという話を聞いたから私たちはそのままにしていたわけです。7月1日で7月2日ということはおかしいんじゃないですか。じゃ何で私たちが6月の議会から知っているんですか。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 御答弁申し上げます。

臨時議会が必要だということは、確かに定例会の補正予算が否決になった後、それは必要だ

という話が出ていたかと思います。実際に、じゃいつ、どのような形で開くのかというのが、先ほどお答えしましたように、7月の1日に決裁をしまして、2日に決定したということでございます。必要性というものについては、その前にわかっていたということでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） じゃ何で私らが知っているんですか。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 予定としてこういうことを、先ほど言っていますように、臨時議会が必要だということはわかっていたということでございますね。先ほど来何回も言っていますように、決定したのが2日ということでございますので、その前に必要な、臨時議会が必要なのは、議員さん方には必要だということでのお話はしていたかとは思いますが、決定したのは、繰り返すようですけども、2日ということでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 7月16日が臨時会ですね。教育委員会のほうの教育総務課で出されたチラシが7月15日、ここでも補正予算が削除修正と書いてあります。1日しか違わないですよ。なぜこういうチラシを出すのか、私、信じられないんだよね。何らかの手だてがあったんじゃないですか。臨時会がわかっている間になぜこういうものを出すのか。これも当然教育長の判断で出されたというふうに私は思うんですけども、その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

〔教育長染谷郁夫君登壇〕

○教育長（染谷郁夫君） 済みません、その日にちについては、15日に出そうという前もって決めておいたわけではなくて、否決になったところで市民の皆さんにお知らせしようということで準備しておきまして、でき上がったのがその時期になったというようなことでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 教育長、今部長の答弁聞いていましたか。7月2日にはもう、7月16日に臨時会あるというふうに決まっていたわけですよ。それを前日に出すということはどういうことなのか、私は理解できないんですよ。これは教育長の責任で出されたのか、それとも教育委員長の責任で出されたのか、どちらなのか。それとも担当課が独自に、私は教育部長には聞いていないですよ。教育委員会の名前で出して、教育の問題ですから、教育部長、教育次長というのは行政側です。私は教育委員会に聞いているんです。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育総務課で原案はつくりましたが、私、それから委員長に個別に了解をもらいまして出した次第です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） チラシに対する回答が、教育委員長、教育長、そしてまた市長から1部ずつ来ているんですが、大体同じようなことが書かれているんですが、二元代表制云々、車の両輪という大変偉そうなことを言っているんじゃないかと私は思うんですが、じゃこのチラシを出す前に、否決をされた真実を伝えるということだったんですが、牛久市議会の会議規則、読んだことありますか、教育長と公室長。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 済みません。読んでおりません。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問については、申しわけございませんが、今承知してございません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 地方自治法第120条、会議規則の制定を定めております。牛久市議会規則第77条第3項、この中で、修正案が全て不採択となれば原案の採決をとると。この運用として、修正案が可決されれば原案の採決をとる必要はないというふうに書いてあります。この点について、読んでいないから即判断するというのは難しいけれども、でもどう思われますか、この点について。

突然言われたのでなかなか答弁できないというふうには思いますが、私たち議員は、この会議規則に沿って議会運営をしております。現在、議員に配付されている会議規則は、私たちの現在の改選後の5月1日出されたものです。今の条文はそのときにも書かれているものです。したがって、私たちはこの会議規則に沿って運営をしてきたと。そういう中で、議長のほうであのような採決の仕方をしたもので、私は採決方法が違うだろうという形で、不規則発言であったとは思いますが、そういうふうには発言もしております。しかし、議長はそのまま決をとったと。そして、その後に休憩をとって、決のとり方は正しかったんだというような言い方をしたわけですが、実際に会議規則からいけば、我々がとった態度のほうが正しかったんじゃないかと。言ってみれば、議長と議会事務局のミスですよ。これはあたかも、このチラシには議会が悪いことをしたようにしか思えないんですよ。この点についてどう思いますか。

答弁できないんでしょう。答弁できないというのは、このチラシは謀略ビラとしか言いようがないんですよ。ちゃんと理路整然と私たちも会議規則に沿って進めているような問題について何ら答弁できないというのは謀略ビラとしか言いようがないんじゃないですか、どうですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 7月15日号のチラシの件でございますが、7月16日に臨時議会を開くのに、なぜこのチラシを出したということでございますが、教育委員会のこのチラシの内容につきましては、下根中の増築関連の予算が修正動議により削除されたということで書いておりますので、臨時議会にそれは提出しておりませんので、ちょっとその辺の誤解があるのかなと思ひまして答弁させていただきました。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 7月1日出されたこのチラシですよ。このチラシ、発行元書いていないんですよ。どれもそうなんです、日にちも書いていないんですよ。担当課の記載しかないんですよ。普通は、発行が誰であれ、誰が責任とるかとかという問題も含めて、そしてまた発行元、最初のチラシは行政経営課ですよ。これは発行じゃない、問い合わせただけなんです。だから、私は謀略ではないかという話をしていたんです。

この問題について、その発行元、通常広報といえど発行元、先ほど室長が言われた、担当課で出すものもあるというふうに言われました。しかし、責任を持って出すのは牛久市でしょう。なぜ牛久市のそういった担当課で出されなかったのか。

それと、広報というのは、先ほどからお知らせ、お知らせと言っていますけれども、今現在で言われているのは、お知らせ型の広報は正しくないというような意見が多いんですよ。市民と対話型のものにする。今室長が言われたり、教育長から言われたのはお知らせ型、お知らせ型というのは自分たちの思っていることだけ。議会の思っていることも市民が思っていること、考えることは一切入っていないんですよ。こういう広報というのは広報のあり方からいって間違いないんですよ。それをどう思いますか。室長と教育長に。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今回のことに関しましては、市民の皆さん、子供たち、保護者も含めて、私たちが説明すべきことを説明しておいたほうが、よりわかっていたりかなというように思ひがありまして、情報を共有しようというように思ひで提出しました。以上です。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） まず、発行の責任者を明らかにしろということですが、これは先ほども御答弁させていただいたとおり、市の担当部署として行政経営課が発行したものでございます。それを明記させていただいているというところでございます。

また、市民と対話型の広報が主流だということでございますが、市といたしましても、これまでの広報のあり方というのは、やはり見直していくべきということも重々考えた中で、市民との対話ができるような広報、まさにそのような紙面づくりを今現在、研究しながら努力して

いるというところでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 議会報告会に出された意見、もう一度言いますよね。読ませていただきます。

「市長の意見は各家庭に配布されているが、議会の意見は何一つ配布されてなく、市長の意見の根拠となる資料は恣意的に加工されているので議会の意見をはっきり出してほしい」。これらのチラシについては、そのように感じている人がたとえ1人であろうというわけですよ。これはもう対話型でもない、お知らせ型、自分の考え方、自分の気持ちを載せているチラシにしかありませんよね。

それと、教育長のほうにお尋ねしますが、最初に出されたチラシで、「このままでは下根中の校庭からテニスコート、バスケットコートがなくなります。補正予算はノー」と書いてある。これどういうことですか。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） テニスコートやバスケットコートの移設費が削除されたということもありまして、このままでは下根中の子供たちにとってバスケットコートやテニスコートがなくなってしまうのかなということが心配だったものですから、こういう形で出しておられました。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） それでは、私のほうから、ただいま御質問の中で、議会の報告会の中で寄せられた意見、これは市民の声として、ただいま議員のほうからもございましたけれども、執行部といたしましてもそういう意見があるということはしっかりと受けとめていかなくてはいけないというふうに考えてございます。

また、一方では、今回の広報に対して寄せられた意見の中には、逆に、中身、議会に対してわかりやすかったというか、市と議会の関係について今後、すごく意識づけになったというような御意見も寄せられているというのも、また一方ではあるということをお伝えさせていただきたいと思います。

また、さらに、先ほども申しましたが、市民にわかりやすい対話型ということが望まれているということでございますが、日々広報の仕方というのは研さんしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） これ、教育長が書いたのではないのでわかりますけれども、じゃ行政側のほうで当然書いた責任者がいるんでしょうけれども、「このままでは下根中の校庭か

らテニスコート、バスケットコートがなくなります」。これ補正予算が削除修正されたらテニスコートとバスケットコートはなくなるんですか。もう一度お尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 下根中の増築関連の経費で、バスケットコート、テニスコートの移設の実施設計費が修正動議により削除されたということで、このままではその工事関係ができなくなるということで、その心配を書いただけでございます。（「意味がよくわからない。なくなるのか、なくなるのかと聞いているんです」の声あり）増築を始めれば、増築場所にテニスコートとバスケットコートがございますので、その前に2つを移設しておかないと、工事が始まればなくなってしまうということになります。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） お知らせの内容と全然違うでしょう、言っていることが。補正予算が修正されてなくなったからできなくなるって、これは誰でもそういうふうに取り扱いますよ。違うんですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） ですから、移設費の設計費が削除修正されましたので、このままではその工事ができなくなるということでございます。（「工事ができなくなるなんて書いてないじゃん」の声あり）

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） このチラシ持っていないの。もう一度言います。「このままでは下根中の校庭からテニスコート、バスケットコートがなくなります」と書いてあるんです。工事なんていうのはどこにも書いてないですよ。予算案が削除修正されたからなくなるというふうに受け取れないでしょ、これ。違うんですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 何回も申し上げましたように、移設の実施設計費が修正されてなくなってしまったので、その関係の工事ができなくなります。したがって、増築工事が始まればテニスコート、バスケットコート、移設できなければなくなってしまうという意味でございます。（「全然違う。議長、ちょっとちゃんと言ってください。質問のと通りの答弁、自分たちが出したものを責任持ってちゃんと答弁しなさいよ」の声あり）

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問の中で、下根中の増築工事につきましては、ことしの当初予算時において増築工事についての予算は可決させていただいておりますので、これに基づいて、ただいま吉田部長がお答えしたことにつながっていくということです。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 室長も、部長もそうだけれども、今まで何て言ったんですか。広報はお知らせ型だと言ったでしょう。お知らせじゃないでしょう、今の答弁は。全く違うことを言っているじゃないですか。なぜ非を認めないのか理解できません、私は。当然これは16日に、これは16日のほうは教育委員会関係ない、ほかのものでしたですね。当然訂正を出すべきだというふうに思うんですが、その点について全くそういうつもりがないのか。これからも増築の予算については修正動議が出る可能性もあります。通らない可能性も考えられます。その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 増築の修正動議、ちょっともう一回お願いしたいんですが、質問のほう。

○議長（山越 守君） 利根川議員、今の質問、もう一度、恐縮ですが、お願いします。

○17番（利根川英雄君） 市民の方はこのとおりにしか読まないんです。今の話だと、いろいろなことで出てきている。増築だとか、当初予算だとか。そんなこと一つも書いてない。お知らせ型なら、お知らせ型らしくやるべきでしょう。このとおりにしかお知らせできないんです。だから修正するべきでしょう。そうしたら、増築が云々と言っているけれども、増築の補正予算が出てきた場合に通るとは限らないんですよ。だから、増築されるかどうかかわからないところで、そういう答弁というのはないんじゃないですか。だから、訂正するつもりないかどうかだ。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） まず、基本的に下根中学校は1回目の増築は必ずやらなければならないという方針、それ必要性がありますので、このチラシも出しているわけでございまして、このチラシの下には、「増築工事に伴いテニスコート、バスケットコートの移設が必要となります」と説明もしております。

○議長（山越 守君） 質問の趣旨は、修正の意思があるかどうかということが含まれていたような気がしますが、その点についてお答えできる方は。

教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） この赤字で書いた見出しの部分の「テニスコート、バスケットコートがなくなります」。確かに言葉足らずのところがあったかと思えます。訂正は、今のところ検討しておりません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 考えていないということは、全然悪いというか、このままだとい

うふうに思っているということでしょう。こういう、先ほども言いましたけれども、私は広報と書いたり、チラシというふうに言ったりしているんですが、それは一つ、言ってみれば不備ですよね。教育委員会、教育委員長の判断でこういうチラシが出されたということですが、ではこれまで教育委員会、何回開かれましたか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 定例会は月1回のペースでやっております。ですから、7月以降ですと7月、8月、2回ですね。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そうしますと、最初に出たものは教育委員会を通過していないということですね。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 定例会に諮る時間がなかったものですから、各委員の方の個別に了承をいただきまして、定例会において事後報告となっております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 次に、一番最初に出された行政経営課、「このままでは必要な市民サービスができなくなります」と大きな字で、そして「困ったな」と出ている。これは室長によると、現状をお知らせしたと。非常に、お知らせして市民は不安に思ったようなんですが、7月16日に臨時会をやりましたね。それで、下根中の増築分だけ除いて全部、ここに書いてあるものは通りましたね。こんなに大きなチラシを出しておいて、要求でできたこと、何でお知らせしないんですか。私が一般質問の通告をした後に、「担当課長と打ち合わせではおかしいだろう」と言ったら、9月1日号に申しわけ程度に小さく載っておりますよ。これ見ただけではわからないですよ。これだけ大上段に振りかぶってこういうことをやっておいて、補正予算が通りましたというだけで。そんな無責任な話ありますか。室長、この問題についてどう思うんですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますけれども、まず先ほど来申していますとおり、その広報については、6月の定例会後に、直後にその事実のみを書かせていただいたということでございます。それは先ほどから申しておるとおり、この補正案に盛り込まれている内容が市民に与える影響が大きいということで、否決という事実をそのまま載せているということです。結果として、今議員が言われたとおり、7月の臨時会において議員の皆様方の御賛同をいただいて可決させていただくことができたわけでございますが、これによることを、ここでまた否決というような最悪の事態になった場合には、また引き続き市民に対して

はお知らせしなくてはいけないということはございますが、その事実ということは事後においての広報の中でお知らせさせていただいたということでございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 当然室長も、自分のところを出したんだから見ているでしょう、これだけのもの。これだけかくて、赤字でやっているわけですよ。私の一般質問を通告したからここに載せたのかどうかはわからないですけども、こんなことでお茶を濁そうなんていうことができますか。だから私がさっきから言っている、謀略ピラだと言っているんですよ。これほど大きなものを出したならば、なぜこれと同じようなもので市民に知らせないんですか。その理由をお聞きします。

○議長（山越 守君） 静粛にしてください。静粛に。

市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 議会の議決というものに対して市は執行権を、否決を受けたことによって拘束されるわけでございます。その後、臨時議会においてそれが可決いただけたということにおいて、その執行権そのものの拘束が解かれるわけでございますから、これに対しては、そのこと自体を今後市政運営の中に反映させていくということで進捗できるということでございますので、市民に与える影響が少なくなったということの中から、お知らせということで9月号に載せさせていただいたというところでございます。（「議長、これに対してどう対処するのかという話なんだ」の声あり）

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 答弁がないということは、やらないということですよ。あおるだけ市民をあおっておいて、そうしてこれだけのものを出しておいて、それで補正予算、6月議会に不採択になった補正予算が通りましたって1行か2行ぐらいで済まそうなんていう話がおかしいですよ。誰が見たっておかしいですよ、これは。それは、何か市長、答弁したそうですが、市長には聞いていないですから。いや、別に市長には答弁聞いてないです。また、ここで下手などなり合いになるだけです。いいですよ、やらなくて。

○議長（山越 守君） 質問を続けてください。

○17番（利根川英雄君） いや、だから担当課で出しているわけでしょう。行政経過。市長公室、行政経営課と書いてあるわけですから。市長には聞いていない。行政経営課の市長公室に聞いているわけだ。これはこのままで終わりなのかということです。市長に聞いてないよ。（「責任者として答弁させていただきます」の声あり）

○議長（山越 守君） ちょっとお待ちください。答弁者を否定することはできませんので。

市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） まず、利根川議員がちょっと御質問している中で、話を聞いていて非常に矛盾を感じるんです。利根川議員は修正動議に賛成し、そして修正動議後の補正予算案に対していわゆる否決しているわけですね。そしてまた、臨時会においての予算案について反対討議をしているんです。ですから、逆から言えば、利根川議員の立場から言えば、いわゆる臨時議会で今度は、いわゆる修正動議後の補正案について利根川議員は反対しているんですから、それが逆に自分の意思が一番、もし通ったということを何で広報しないんだと、それはおかしいじゃないかというのは、利根川議員は、本来はあの修正動議を受けた補正予算に賛成したかったんですか。逆にお聞きしたいんですよ。ちょっと話を聞いていて、どういう立場なのかがちょっとわからないので、これはちゃんとやっていきます。

それで、あと市長公室長やらの、また教育部長からの報告も受けておりますけれども、何ら修正をする気はありません。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時33分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 先ほども御答弁させていただきましたが、この議会の結果を受けて、市としましては、9月1日号の広報の中で市民の皆様にお知らせをさせていただいたということでございますので、それ以上でも、それ以下でもございません。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 議会報告会での市民の意見、もう一度同じことでいたします。

「市長の意見は各家庭に配布されているが、議会の意見は何一つ配布されなく、市長の意見の根拠となる資料は恣意的に加工させているので議会の意見をはっきりさせてほしい」。よくこれを身にしてみても、もう3回やったから覚えたですよ。十分理解してやっていただきたいと。

それと、市長の話ですけれども、市長だって議員をやっていたわけですから、会議規則第7条3項、またはそれに対する運用というのは知っているはずですよ。その市長の話の反対側に返しますから、別に。

次に、教育委員会は自分たちのミスも何とも認めないと。強引に進めようということなんだと思うんですが、先日、9月1日に配られる3号で「大規模校が教育環境の悪化を招くことはない」と言い切っているわけですね。しかし、文部科学省、そしてまた中教審、中央教育審議

会、大規模校に対するものに対して、それなりのデメリットを書いているわけです。これらを含めても教育環境の悪化はないとはっきりと言えるのか。教育委員の1人である教育長の考え方をお尋ねします。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今、下根中が657名で、年々ふえています。学校は、すこぶる落ちついた、すばらしい学校になっていると思います。

過去の牛久の歴史を見ますと、牛久一中は1,100人で三中を分離しました。1,200人で下根中を分離しました。1,300人で南中を分離しました。そう考えますと、過去を見ると、大体1,100人、1,200人、1,300人で分離して新しい学校をつくってやってきているのかなど。その経過を見てきましても、大きかったから学校が荒れたというような経験は自分にはないかなというのが一つです。

それから、今、中根小学校は間もなく1,000人になります。先日の議会で増築を認めていただきましたように、中根小はこれから1,000、1,100、1,200となっていくと思いますが、これらの増築が始まって大きな学校になっていきます。ひたち野うしく小も間もなく1,000人になっていくと思います。それで、私たちは毎日見て子供たちの様子を観察していますが、1,000人になっても中根小学校は非常に落ちついた状況であります。

それから、この辺で小中一体型の春日学園という、つくばにすばらしい学校ができました。多くの施設を持っていますが、ここは今1,500人でして、また増設をして人をふやしております。

そういうのを考えますと、今の下根中の657人がそんなに大規模で、これからどうだろうというのは、まだ先の判断でもいいかなということを考えています。

もう一つ、文科省のさまざまな答申を読みまして、教育の質と学校規模というのをさまざまに調べてみました。1973年に予算委員会で山原健二郎議員が、12ないし18学級というのが教育学的に適正規模だと言える根拠をたどりました。それに対して初等中等教育局長は、学問的な、あるいは科学的な見地からは、これが最適であるというのは、教育につきましてはなかなかそういうような判断は下しにくいわけでしてというような話がありました。その後、2008年になって、中教審で学校規模のあり方と学校の適正規模の中で、教育効果等の観点から望ましい学校規模という検討をしました。2008年7月2日から部会が12回開かれましたが、2009年3月27日になって作業部会が終了しましたが、審議が中断されて中間報告も出ていません。

そして、先々月、国から小中学校の統廃合指針というのが60年ぶりに改訂になりました。その資料が出ました。要するに、標準規模の学校というのは、全国では小学校は29.8%、

中学校は32%ということで、標準規模の学校は3分の1しかない状況です。特に小さな学校が多く課題を抱えていると。つまり、先生が少なく教科の先生がいない。それから、部活がない。クラスがえがけない。それから、先生が1人しかいないので研修もできないというようなことがあります、多少バスで通っても、広範囲の学校を合体させて一つにして、ある程度大きな規模にしないと学校としては維持できないというようなこともあります、これまでの経緯を見ても、まだ下根中は、大きくて今後危ないと、質が悪化するというような状況ではないのかなと考えております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 今教育長が言われたことは、私も読んでわかっております。山原健二郎議員は我が党の議員ですけれども。

私は、このチラシについて、教育環境の悪化を招くことはないと言い切っているんですね。これは文科省と中教審の言っていることと私は違うというふうに思うんですね。教育環境の悪化を招くことはない。これは牛久の教育委員会、教育長を含め、教育委員長を含め、教育委員会の考えなのかどうか、イエスカノーかでお答えいただきたい。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育委員会の考えです。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） いろいろこれまで進めてきたわけですが、何回かチラシが配布をされ、それに対する回答もいただきました。そしてまた、今の答弁を聞く限り、下根中の増築の問題については、市民から出された請願書が採択をされております。地元の市民の意見としては、ひたち野地域に中学校を建設してほしいという気持ちであります。しかし、市のほうは下根中の増築だと。今の答弁等を聞いていると、強引に進めようとしているとしか私は受け取れないんですね。なぜこのように強引に進めなければならないのか。異常としか思えない。聞くところによりますと、増築用の用地購入が約束され、契約されて済んでいるんじゃないかという話も聞いているんですが、これに対しては事実ですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） テニスコート、バスケットコートの用地でございますが、隣接地に交渉しておりまして、同意だけはいただいております。契約はしておりません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 増築についてはどうなんですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 増築につきましては、現在、バスケットコートがある場所に建て

る予定でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 増築用地の購入の計画はないということで受け取っていいですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 増築場所にあるバスケットコート及びテニスコートを移設する土地を購入するということでございます。いわゆるグラウンド、校庭の拡張でございます。増築用地を購入するものではございません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） じゃ、そうしますと、現在ある校庭に1つないし、これまでの答弁だと2つですか、なり必要になれば……、2回というのは、2カ所ですね。それは全部校庭内に建てる予定なんですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） まず、平成29年度に教室が不足しますので、28年度に1回目の増築を計画しておりまして、それは校庭内でございます。2回目につきましては、時期はまだわかりませんが、それも校庭内を予定しております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 最後に、広報の問題ですね。いろいろ問題点を指摘をしてきました。発行元、またその責任等の問題も不明確。これは私は広報とは言えないというふうに思います。したがって、このようなチラシは今後出すべきではないというふうに思いますが、その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） これまでも御答弁させていただいてございますが、市民に伝えなくてはいけない事実、これにつきましては今後におきましても引き続きお知らせをさせていただく、広報させていただくという考えでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 私どもとしては、このような市民の不安をおおるようなチラシはまくべきではないと。そのほかに、ほかの課から出たものも含めて、例えば商工観光課から出たチラシについても、これ何を言っているかわからないというのが市民の意見ですよ。だから、私らはこういうものは出すべきではないと。出すならば広報として出すべきだと。広報のあり方というのは、市と市民と職員が一体となってつくった対話型のものです。これは一つも対話型ではないです。何か1人か2人の考え方でやっているというふうにしかならないんですよ。

それで、今回のチラシについて、教育委員会から出されたもの、そして行政経営課から出さ

れたもの、誰が書いたんですか。誰に指示をされたんですか。その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 7月1日号に出させていただいたものにつきましては、市長公室が担当、予算の取りまとめ担当でございます。私と行政経営課で作成をしたものでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 教育委員会のチラシにつきましては、教育総務課が文案を作成しております。責任者としては教育部長です。（「作成元は書いてあるけど誰の指示ですか」の声あり）教育部長です。私です。増築が必要なくなるというような危機感がありましたので、それはもうどうしても必要だということを知らせなくてはならないという思いがありましたので作成いたしました。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 最後、1点だけ教育委員会にお尋ねします。チラシには議論をしていく云々書いてありますけれども、ひたち野牛久の住民と中学校建設の問題について話し合いを持ったことはありますか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 現時点ではございません。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 私が謀略ピラだと言うのは、一つそういうところがあるんですよ。自分たちの書くのは議論をしましよとかなんとかと言って、実際には請願書が通って、そしてまたその増築関係の補正予算が否決された段階で、ひたち野に行って状況を説明するのが当然じゃないですか。そういうことなしにやるから強引に進める。謀略ピラを出してやろうとしていると言わざるを得ないんですよ。この点についてはどうなんですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 今後、時期が来ましたらば、広く皆様の意見をお聞きしたいと思っております。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 次に、一般競争入札、これまで何回もこの一般競争入札の問題について質問してきましたけれども、牛久市が考える一般競争入札の定義は何と考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 一般競争入札の定義ということでございますけれども、これにつ

きましては、自治法及び自治法の施行令に定まっております、その条文を……、ちょっとお待ちください。条文にあるんですけれども、どなたでも広く当市の工事の施工を申し込んでいただくと、工事を行うことを申し込んでいただくというような内容でございます。簡単に言いますと、そういう内容でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがありますね。これの第3条の問題について、透明性や公正な競争性、不正行為の排除ということが問題になっていますけれども、これについてはどのように考えられますか。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） まさにそのとおりであると考えております。しかし、一方では、地方自治法の施行令におきまして、この一般競争入札におきましても、その工事を実施していただく業者の方の施工能力の問題ですとか、あるいは地場産業の育成といったものも一方では要求されるということがございまして、そういったものの兼ね合いを見て、今午久市では発注しているというような状況でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 入札公告によりますと、指名参加の資格、その一つには有資格者名簿にある者というふうにあります。この有資格者名簿というのはどんなものなのか。また、以前聞いたときには、これらの指名願を提出した業者だというふうに前の担当課長に聞いているんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 有資格者名簿ですけれども、2年に一度ですけれども、有資格者名簿の登録の受け付けというものがございます。これはいろいろな今までの発注実績ですとか、従業員数といろいろなその会社の状況等を示したものを提出いただいて、それに基づきまして総合審査評点というんですか、評点、点数がついてランクづけがされていく、そういった名簿。それをもとに、指名競争入札ですと、その中から指名をお願いしていくというようなものがございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 基本的に、単純に、言えば指名願を出された業者というふうに解釈していいのでしょうか。

その点と、あとこの中にいろいろランク、ランクとは書いていないんですが、点数とか金額とか工期の問題がいろいろあるんですけれども、実際に我々が聞いているのは、Aランク、Bランク、Cランクとかというランクづけ、この入札公告等を見ると、それがありませんが、こ

れランクづけにおいて入札公告しているのかどうか。この点について。

それと、今資格者名簿の審査と言いましたが、審査はどこでやるのか。第三者が、市以外の第三者が入ってるのかどうか。このランクづけについては事業所ごと、事業所ごとというのか、どのようにランクづけされているか。事業所は幾つあるのか。Aランクが幾つ、Bランクが幾つ、その点について。

○議長（山越 守君） 監理課長大里明子君。

○監理課長（大里明子君） ただいまの質問にお答えいたします。

指名願かという御質問でございますけれども、指名願という表現もいたしますけれども、有資格者名簿、そちらは指名競争の指名のもとにもなりますし、今回御質問でございます一般競争入札の大もとの、そちらに有資格者として登録がしていないと一般競争の参加資格も得られないということで考えております。

あと、点数と金額のお話でございますが、こちら入札公告にはランクA、B、Cという表現はしてはいますが、そちらの点数とランクというのは当然つながりがございまして、牛久市契約規程のほうに、そちらのランク及び点数のほうに掲載をされております。

あと、審査はどこでやっているかということなんですが、そちらは入札参加資格の2年に一遍の審査ということでございますれば、監理課の職員のほうで審査内容の方を、あと書類の審査を行っているところでございます。

あと、ランクの業者数ということでございますが、こちら、工種ごとに分かれておりまして、例えば土木工事で登録のある業者は全部で390社でございます。そのうちAランクは81社、Bランクは108社、Cランク、103社、Dランク、98社となっております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 去年1年分の入札公告をもらったんですが、工事によって、金額によって点数が違うんですね。一番高いのが1,100以上となっているんですね。これは当然Aランクになるのかなというふうに思うんですが、例えば、工事の内容が違いますけれども、4億6,000万円の工事で800以上ですね、点数が。それで、3,700万円、これは600から900。これ見てもちょっとよく理解できないんですね。

それと、850点以上で7,600万円と。800点以上で4億6,000万円とれて、850点以上じゃないと7,600万円の工事がとれないというのは、ちょっとよく私理解できない。ちょっと素人なものでよくわからないので、そのランクづけについて、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 監理課長大里明子君。

○監理課長（大里明子君） ただいまの質問にお答えをいたします。

多分なんです、利根川議員さんのほうで点数と完工高とチェックをしていただいているかと思うんですが、そちら、工種によって、例えば土木工事ですとか建築工事、それによっても点数、完工高、そういう設定が違ってまいります。工種ごとにこちらは、工種、あとは工事の内容、規模ですね、そういったものによって点数、完工高等を設定しているということでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 入札公告いただいたものに1億3,100万円という、約1億3,200万円ですね、これの参加資格が850点から970点未満なんですよ。それで、これ雨水ですね、雨水管渠布設工事、「利根川議員、申しわけありません、マイクを使用して、なるべく。よろしくをお願いします」の声あり）雨水管渠、3,700万円、約3,800万円の雨水管渠布設工事、これが600点から900点。この3,700万円の600点から900点と、約1億3,200万円のが850点から970点と。これが重なっているわけですね。それと、金額自体が約1億円と、1億まで行かないね、8,000万円ぐらい違っているわけですね。これを見てどういうランクづけやっているのか。見る限り何らかの意図的に、一般競争入札においての市内業者を入札に参加させないようにしているんじゃないかと、これを見てみるとちょっとそう思わざるを得ないので、その点についてお尋ねします。

○議長（山越 守君） 監理課長大里明子君。

○監理課長（大里明子君） ただいまの質問にお答えいたします。

そういった操作的なことは、一般競争入札の場合には点数、何点以上何点未満、あと完工高、何点以上ということで、例えば特定の業者を排除するとかというのは一切、一般競争入札の場合にはできませんので、そういったことは一切ございません。

あと、今回の利根川議員さんのほうで見ていただいているもの、もしかしたら2社JVの場合と単体の場合という条件設定がございますので、そちらも混同されているのかなと、ちょっと今聞いて思ったところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） そういう操作をしていないということなので確認をしたいと思うんですが、このような形で条件をつけて市内業者、指名願を出している有資格業者、この条件によって全て入札に参加できるというふうに判断しておりますか。

○議長（山越 守君） 監理課長大里明子君。

○監理課長（大里明子君） ただいまの質問にお答えをいたします。

例えばですけれども、ある1つの工事を取り上げてご答弁させていただきたいと思うんです

が、例えば土木工事ですね。市内の土木工事の登録者、この公告をした段階では29社いました。その総合審査評点、そちら550点以上1,000点未満ということで、その条件で合致する業者は29社のうち21社、そのうち8社はこちらから外れるという形になってございます。21社のうち完工高、このときの完工高6,000万円以上ということで設定しておりますけれども、そちらで入る業者が12社、それで外れた業者が9社ということでございます。

この点数と完工高の関係性なんですけれども、点数が高くても完工高がゼロの業者もいますし、低い業者もいるということで、完工高がイコール業者の施工の実績ということになってまいりますので、こちら、当然こちらでふさわしいと、どのレベルの業者に工事を請け負ってもらいたいのか、そういうことで設定している点数、完工高でございますので、当然そちらの外れる業者ということもいるということでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） では、この条件、一般競争入札の資格、条件によって参加できない牛久市内の業者がいるという確認でよろしいでしょうか。

○議長（山越 守君） 監理課長大里明子君。

○監理課長（大里明子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

はい、該当しない業者もいるということで間違いございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） 牛久市内の業者で、市長も地場産業育成という中で、参加できない業者がいる、資格がありながら参加できない業者がいるということ自体は一般競争入札ではないと思いますし、さらにまた先ほど言いました法律、国の法律に沿っていないと私は言わざるを得ないわけです。これだけの条件をつけて市内業者が参加できないようなものであれば、これは指名競争入札と言われても仕方がないというふうに思うんですが、それについてどう思うか、お尋ねします。

○議長（山越 守君） 監理課長大里明子君。

○監理課長（大里明子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

牛久市の場合には、一般競争入札は、設計金額4,000万円以上のものを一般競争入札で執行しているところでございます。そういたしますと、工事の規模が大きいものということになってまいりますので、当然その施工能力が低い業者というものが万が一施工した場合には、先ほど利根川議員さんもおっしゃっていましたが、品確法ですね。公共物、公共工事で施工する工作物に関しましては、品質の確保というのが一番大切なことになってまいりますので、そういった施工能力のある業者に施工していただきたいということで、こういった条件をつけているというところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 利根川英雄君。

○17番（利根川英雄君） これまでも同じような答弁をずっといただいているわけですが、実際に聞いているのは、参加資格がありながら入札に参加することができない業者がいるということ自体が私はおかしいと。もっと自由に入札ができ、参加できるように、それはすべきだし、そのための有資格の審査もある、そしてまたAランク、Bランクというものもあるわけですから、Aランクの業者がAランクの仕事はとれないのは、そんなのは誰だってわかっていますよ。私はそんなことを聞いているんじゃないんですよ。Aランクの業者、Bランクの業者が同等の資格があるのに入札に参加できない、この条件によってできない業者がいる。先ほど、いるという答弁もあったので、私はそういうことはなくすべきだと。もっと自由にすべきでないかということで、この点について、最後、この点だけ聞いて質問を終わります。

○議長（山越 守君） 監理課長大里明子君。

○監理課長（大里明子君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

あくまで登録がある全者が入るべきだという御発言かと思えますけれども、あくまで公共物の施工に関しましては、その工作物を施工する能力がある業者に請け負ってもらいたいというのが牛久市の考え方でございます、この考え方、牛久市だけではなく、ほかの地方自治体もそうかと思えますけれども、そういったことで条件を設定しているということでございますので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 以上をもって17番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時08分散会